

平成30年 2 月 16日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	7
議事日程について	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	11
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議事日程の順序の変更の決定	61
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	86
閉会	87

秩広組告示第4号

平成30年第1回(2月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月9日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成30年2月16日(金) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成30年2月16日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成30年2月16日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2号 秩父広域市町村圏組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 3号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例
- 第 9 議案第 4号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 5号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第11 議案第 6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第 7号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第13 議案第 8号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第14 議案第9号及び議案第10号一括上程
 - 議案第 9号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
 - 議案第10号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	江田治雄	議員	2番	大久保進	議員
3番	新井重一郎	議員	4番	木村隆彦	議員
5番	斎藤捷栄	議員	6番	高野宏	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	荒船功	議員
9番	新井鼓次郎	議員	10番	若林想一郎	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	野口健二	議員	14番	大島瑠美子	議員
15番	岩田和幸	議員	16番	加藤喜一	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
石木戸道也	副管理者
富田能成	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
町田靖夫	監査委員
町田信男	事務局長
湯本則子	会計 管理者
坂本哲男	消防長
赤岩和彦	総務 調整 危機 管理 監
高野明生	水道局長
森下今朝八郎	事務局 次長 兼 業務課長
富田豊彦	専門員 兼 管理 課 長 兼 計 長

吉岡康明	消防本部 次長兼 消防署長
山口亮一	消防本部 次長兼 指令課長
小林幸一	専門員兼 総務課長
坂本峰男	専門員兼 予防課長
関河幹男	専門員兼 警防課長
加藤猛	水道局 次長兼 小事務所長
小池健	専門員兼 吉事務所長
山野雅生	専門員兼 大滝・川 事務所長
内山昭男	福祉保健 課長
野澤好博	秩父 クリーナ センター 事務所長
原島健	秩父 環境衛生 センター 事務所長
中山朗	経営企画 課長
古屋敷光芳	契約検査 課長
大森圭治	工務課長
田村政雄	浄水課長
浅見和彦	横瀬 事務所長
大濱弘一	皆野・瀬 長事務所長

職務のため出席した事務職員

富 田 豊 彦 書 記 長
岩 田 聡 書 記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（小櫃市郎議員） ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小櫃市郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（小櫃市郎議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

14番 大島 瑠美子 議員

15番 岩田 和幸 議員

16番 加藤 喜一 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（小櫃市郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

町田監査委員。

（町田靖夫監査委員登壇）

町田靖夫監査委員 監査委員の町田でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在において、一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億9,403万3,030円に、水道事業会計の残高は37億6,108万4,743円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（小櫃市郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小櫃市郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆さん、おはようございます。また、今日はたくさん傍聴にいらっしゃっておりますので、来られた皆様にもお礼を申し上げ、改めておはようございます。では、小櫃議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様におかれましては公私ともども大変お忙しい中をご出席を賜り、まことにありがとうございます。

連日記録的な寒い日が続いており、全国各地で水道の凍結や破裂といったニュースがふえておりますが、当圏域でも水道局への相談件数や管工事組合の修理件数等が増大しており、水道管凍結による破損、漏水は相当数に上ると見られます。水道局といたしましては、住民の皆様には水道管凍結防止対策、処理の際の連絡先等を周知して注意喚起をさせていただいておるところでございます。

さて、月日はたつものが早いもので、平成29年度も残すところ44日となりました。きょう私來ながら見たのですが、本当に日差しがやわらかくなってきたというか、春が近いのだなというふうな、私自身も実感として持っております。

そういう中で、平成28年度に完成しました新火葬場でございますが、本年度4月から1日最大12件の火葬、動物焼却等本格稼働を開始いたしました。しっかりとした運用の道筋を整え、先を見据えた土台づくりをする1年と定めてまいりました。おかげさまで利便性が向上して、施設的なトラブルもなく、故人との最後の別れの場としてふさわしい施設として運用できております。

また、水道事業を統合して、組合の一事業としてスタートしたのが平成28年度でございます。ここから早くも2年が経とうとしております。この間、議会、執行部、職員が一丸となって取り組んでまいりましたが、2年目に入った今年度は何とか軌道に乗り、基幹路の整備、延伸等基本計画に沿った事業を展開することができてきております。来たる平成30年度は、この基盤、土台の上に組合事務事業の充実、発展に向けて、さらに飛躍していかなければならないと考えております。議員の皆様、理事の皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。

議案第1号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、埼玉県人事委員会の勧告に準じまして給料表の改定等をするため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号 秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、特殊勤務手当の支給対象業務を業務の実態に即した形に見直すとともに、手当額の特例等に関する規定の整備を行うものでございます。

議案第3号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例ですが、職員の育児休業等を定めた人事院規則が改正されたことから、職員の育児休業に係る子の再度の育児休業や、育児休業期間の再度の延長を認める特別の事情について明文化するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第4号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料の標準額が変更となることに伴い、標準額に準じて消防事務手数料を改めるものでございます。

次に、議案第5号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）は、歳入では秩父環境衛生センターの有価物売却代、クリーンセンターの売電収入などの増額を主体としたもの及び地方債の確定による補正を行い、歳出では職員の給料改定に伴う人件費補正と事業費の確定に伴う所要の補正を行うもので、現計予算額35億8,147万7,000円に歳入歳出それぞれ1,992万1,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を36億139万8,000円としたいものでございます。

また、消防費に予算計上してございます高機能消防指令センター総合整備事業の年度内完成が難しいことから、繰越明許したいものでございます。

議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）ですが、各費目につきまして、可能な限り収入、支出見込みの見直しを行い、収益的収入においては給水収益の減

などを主体とした1,624万7,000円の減額、収益的支出においては経常経費の減を主体とした9,233万1,000円の減額補正を、資本的収入においては国、県補助金の内示額の変更を主体として4億2,183万6,000円の減額、資本的支出においては建設改良費の減を主体として4億8,668万9,000円の減額補正を、そして継続費の補正をしたいものでございます。

議案第7号は、平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。平成30年度予算ですが、予算額が32億6,632万2,000円、前年度予算額に対しまして1億6,846万2,000円の減額、率にいたしまして4.9%の減となっております。

減額の主なものといたしましては、消防費の高機能消防指令センター総合整備事業関連でございます。同じく消防費でございますが、平成30年度の主要事業につきましては、災害対応特殊はしご付自動車購入2億4,000万円でございます。

なお、平成30年度の当初予算において計上した人件費ですが、再任用職員を含めた職員数203人の総額が15億792万5,000円となり、総予算額の46.2%を占めております。

議案第8号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。平成30年度予算は、収益的収入及び支出の収入を32億3,435万円、前年度予算額に対しまして1,676万円の減額、支出を27億5,881万円、前年度予算額に対しまして3,535万円の減額として、資本的収入及び支出の収入を27億3,423万円、前年度の予算額に対しまして5億4,616万円の増額、支出を45億9,411万円、前年度予算額に対しまして10億6,275万円の増額とした予算を計上させていただきました。

主な補助事業のうち、橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事、橋立浄水場導水管等更新工事、橋立浄水場着水井更新工事、耐震基幹管路Aルート布設工事A-3工区などを主要事業と位置づけております。

次に、議案第9号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第10号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更については関連がありますので、あわせて説明をいたします。埼玉縣市町村総合事務組合の加入団体でございます入間東部地区衛生組合の平成30年3月31日付でこの組合から脱退及び同じく加入団体である入間東部地区消防組合の名称変更に伴いまして、同組合の規約変更について議会の議決が必要になったため提案する内容でございます。

以上、提出いたしました議案の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、この後各担当からそれぞれ一般質問の後説明をいたしますが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願いする次第でございます。

議員各位におかれましては、各市町の3月議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康に十分ご留意をいただき、ご健勝でご活躍いただきますようご祈念申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。

では、2月定例会、よろしくお願いたします。

○一般質問

議長（小櫃市郎議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますので、特にご留意をお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

1番、江田治雄議員。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） 皆さんこんにちは。1番、秩父市の江田治雄です。

ことしの冬も寒かったですね。寒かったおかげで、いいこともあるのです。秩父の3大氷柱、年々成長しておりまして、テレビやマスコミにも取り上げていただき、けさの埼玉新聞では既に3カ所できのうの時点で約15万人を超える観光客に訪れていただきましたという報道がありました。過去には、秩父地域は夜祭が終わると翌年の2月いっぱいぐらいは休眠状態でした。氷柱は、まさに秩父地域の冬の観光資源として成長を続けております。各会場ともにバージョンアップ、いろんな趣向を凝らして集客を図っています。これからも冬の産業として期待をしています。

それでは、通告をした3点について質問をいたします。

まず、秩父地域の医療と広域行政のかかわりについて伺います。医療を取り巻く環境は非常に厳しい状態であることは、会場の皆さん認識のとおりであります。初めに、結核予防に係るエックス線検査に関して共同処理事務を実施していますが、歴史をひもとくと、国で定めた結核予防法により各自自治体で予防に取り組んでいるようであります。結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも、社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律であります。現在は、同名の結核予防法を廃止して、2007年、新たに制定された感染症法へ統合されているようです。

そこで伺いますが、(1)、結核予防に係るエックス線検査に関して、我が組合の現在の状況と実績を伺います。

(2)、循環器検査についても伺いたいと思います。この事業も広域の共同処理事務で実施しています。循環器検査、これは心臓や血管の異常のほか、腎臓、内分泌等の異常を知る手がかりになる検査と認識していますが、エックス線検査同様、現在の状況と実績を教えてください。

さらに、エックス線検査、循環器検査の結果異常が発見され、次の処置をする患者さんの頻度は、少ないのだと思うのですけれども、事務局としてどのように把握しているかお尋ねをいたします。

(3)、次に救急医療に関しての質問です。秩父市では昨年8月から「市報ちちぶ」において、秩父の医療現場からをテーマに、日夜奮闘されている病院の現状について、シリーズで市立病院、

秩父病院、皆野病院、皆野病院名誉院長、岩田産婦人科院長、5名の方々に寄稿をしていただきました。医療現場に携わる関係者の皆さん、現状や救急医療の苛酷な状況、運営の厳しさや将来の不安の一端を改めて細かく痛切に感じ取ることができました。

そこで、圏域の救急医療の現状を事務局としてどのように現在の状況を捉えているのかを伺いたいと思います。

次に、大きな2、救急搬送体制についての内容であります。高齢化社会到来とともに救急搬送が増加する傾向にあります。119番通報を受けて状況を瞬時に判断し、搬送に向かうわけですが、特に重篤な患者は医療機器を多く用いて処置をするため、高度化と精巧性により初期観察に必要な機材が大変大きく、重くなってきているという話を聞いたことがありました。また、3階以上の高階層からの搬出も大変ご苦労があるようです。特にPA連携による出場も効果があるようです。PAとはポンプ車とアンビュランス、これは救急車のことをいいますが、の隊員の連携による共同作業のことだそうです。これは以前からの作業ですが、分署統合により同じ分署から出場ができて、いち早い対応が可能になったようです。こんなことから、分署統合の結果も効果を発揮しているようです。

質問ですが、消防備品購入の中で、救急車機能向上整備事業が昨年度は400万円、そして30年度、来年4月からですが、の予算においては510万円、高度救命処置用機材費2,000万円の計上がありますが、今までの事業実績と30年度の事業計画内容を伺いたいと思います。

最後に、大きな3のAED設置について伺います。この問題は、私は平成28年7月議会のこの場において、一般質問にて取り上げました。24時間いつでもあいているコンビニへ設置の依頼ができないか、検討をしてもらいたいとの要望を行いました。当時の答弁で、一般市民の方がAEDを持ち出して、電源を入れ、電極のパッドを張りつけて動作した件数は21件、そのうちAEDの自動解析機能により、専門用語でいうと除細動とありますが、電気ショックが必要と判断し、応急処置として電気ショックを実施した件数は4件、さらに4件のうち1件が心肺蘇生及び除細動、電気ショックの処置により救命に至り、普通の生活を送っているという答弁がありました。

あれから1年半が経過したわけでありませけれども、各地でAEDによる心肺蘇生が成功し、命を取りとめた話をよく耳にします。広域内での現状を把握していましたら伺います。

さらに、今後の取り組みについてもお聞きしたいと思います。

壇上からは以上であります。あとは、自席から発言をいたします。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員の質問に対する答弁を求めます。

福祉保健課長。

（内山昭男福祉保健課長登壇）

内山昭男福祉保健課長 江田議員さんからの秩父地域の医療と広域行政のかかわりにつきましてお答えいたします。

初めに、(1)、結核予防に係るエックス線検査に関してですが、結核検診は圏域住民等を対象に、昭和45年7月から広域圏の共同処理事務を行っております。業務は、秩父郡市医師会に委託し、検診車による巡回方式で行い、医師部会の読影審査で異常の疑いのある方へは精密検査通知を各市町から連絡し、異常なしの方には広域からはがきでお知らせをしております。平成29年度受診者は市、町、学校職員を含め6,938人でございます。

次に、(2)、循環器検査に関してですが、循環器検診は法により小学1年生と中学1年生を対象とし、昭和50年4月から広域の共同処理事務を行っております。業務は医師会に委託し、1次検診は各学校へ検診車が巡回方式で行い、異常の疑いのある児童生徒は2次検診を行います。なお、2次検診では各市町の職員にもご協力をいただいております。

平成29年度1次検診受診者は1,578人でございます。なお、エックス線検査、循環器検診の2次検診を受診された方の次の処置につきましては、本人と医療機関で行っておりますので、事務局のかかわり合いはございません。

次に、(3)、救急医療に関してですが、救急医療には1次救急医療と2次救急医療があり、昭和56年4月から広域圏の共同処理事務を行っております。初めに、1次救急医療は、休日における初期救急体制を確保するため、医師会館内に設置されている休日診療所、広域圏内の病医院が当番で休日の診療を行う在宅当番医、平日の夜間に小児を対象として診療を行う小児初期救急があり、診療業務は医師会に委託しております。平成28年度の休日診療所の受診者数は1,768人、在宅当番医は1,856人、小児初期救急は499人でございます。

次に、2次救急医療は、年間を通じ、毎日の夜間及び日曜日、祝日並びに年末年始の昼間における診療において、入院治療を必要とする患者等の受け入れを行う病院群輪番制病院の運営費補助業務を行っております。病院は3病院で、秩父病院、秩父市立病院、皆野病院に対し実績により補助金を交付し、2次救急医療体制の確保に努めております。平成28年度の受診者数は8,446人でございます。

なお、救急医療の現状でございますが、過去5年間の平均と比較しますと、1次及び2次救急医療の受診者数は増加しております。負担は増していると考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 警防課長。

（関河幹男専門員兼警防課長登壇）

関河幹男専門員兼警防課長 質問2、救急搬送体制についてお答えいたします。

救急車機能向上事業は、ちちぶ定住自立圏構想共生ビジョンの生活機能を強化する医療分野における救急医療体制と救急搬送体制、これの充実に対します負担金でございます。それによりまして、積載資機材を整備し、救急車の機能向上を図る事業となっております。

これは、救急輪番病院が4病院から1病院減少するのに伴いまして、残る3病院の負担軽減を図

る目的で、病院収容前の救急搬送体制を充実させるため、平成22年、23年度での重点支援とともに、平成27年度から平成31年度の5カ年計画で、患者監視装置、ビデオ喉頭鏡、自動心臓マッサージシステム等の資機材を整備しています。平成30年度の予算の救急車機能向上機材510万円では、携帯型モニタリング機能付除細動器、人工呼吸器、バックボードを整備する予定でございます。

また、高度救命処置用資機材費1,000万円でございますけれども、これは緊急消防援助隊に登録する救急車の資機材整備に対して国庫補助金が交付されることに伴い、整備する資機材費となっております。

事業成果につきましては、患者監視装置での12誘導心電図測定、それによります不整脈等の病態を把握して、心疾患専門病院への心電図の電送、またビデオ喉頭鏡を使用した安全確実な気管内チューブによる気道確保、自動心臓マッサージシステムにより効果的な胸骨圧迫を行うことで救急隊員の活動を補助するなど、救命処置の質の向上と搬送時の安全が図られております。

続きまして、質問3のAED設置についてお答えいたします。秩父地域の使用実績についてですが、秩父広域管内1市4町の公共施設や介護老人福祉施設等の民間施設に設置されているAEDを救急隊が現場到着する前にその場に居合わせた施設職員等が使用した件数は、平成28年7月議会以降11件増加して、現在までに32件の使用がございました。そのうちAEDの自動解析機能による判断で、応急処置として電気ショックを実施した件数が10件です。また、10件のうち3件はAEDの使用が功を奏しまして、救急隊が現着した時点で心拍の再開が確認されています。

また、AEDを使用した応急処置と、それを引き継いだ救急隊による高度救命処置、これの連携によりまして心拍が再開した症例が2件ございまして、合計5名の方がいずれも社会復帰されている状況です。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 江田議員から質問のありました今後の取り組みについてご答弁させていただきます。

救命率の向上を図るためには、公共施設のみならず、数多くの民間施設にAEDを設置していただくことは大変有効です。当然のことながら、24時間休みなく営業しているコンビニへのAEDの設置は望ましいことと存じます。現在の県内の消防本部管内におけるAEDの設置状況を見ますと、27消防本部のうち11消防本部の管内に設置されておりますが、その内訳を見ますと、単独市の消防や組合消防が主体となって設置しているのは5つの消防本部のみです。それ以外は、組合消防を構成している市や町が単独で設置しているか、組合消防管内のコンビニ組合が独自で設置している状況です。

AEDのコンビニへの設置における行政側の課題としては、自主的に設置しているほかの民間企

業とのバランスやコンビニに限定した公費による設置、特定の店舗に設置した場合の設置の有無による顧客サービスに対する企業イメージの差等の課題があります。また、コンビニ側においては、アルバイトのパート従業員への応急手当教育やAED使用に対するコンビニ側の姿勢、AED設置費と設置後の維持管理等の課題もあります。このような状況により、県内ではコンビニへの行政によるAEDの設置について、前回より余り進展が見られないものと思います。

秩父消防署管内におけるコンビニの立地状況を見ますと、都市部の店舗に比べ、1店舗当たりの周辺人口が大変少ないことや、費用対効果等を考慮すると、もう少し県内各消防本部におけるAEDの設置状況の推移を見ながら、AED設置について検討を進めていきたいと存じます。

消防本部としては、まず救命率の向上に向け、多くの住民の皆様にはAEDの使用を含めた応急処置を習得としていただけるよう、学校や事業所等を中心に、救命講習の場をさらに設けていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まずは、この3のAEDについてなのですが、先ほどの答弁の中で、5名の方がAEDを使って社会復帰をしているということで、すごいこれ大きなことだと私は思っています。前回のときは頻度がちょっと少なかったのですが、確かにどの市も町も、公共施設や医療機関には置いてあるのですが、夜間はもう本当にない状態ですから、せっかく置いてあるAEDが使えない状況です。そういった中で、24時間あいているコンビニへどうですかということで提案をしているのですけれども、今費用対効果等の問題もあるというお話だったのですが、人間の命にかかわる問題なので、これをその各市や町でなくて広域行政でやったらどうですかという提案なわけです。近隣でも実際にコンビニへ依頼をして、きちっと置いてある町があります。

そういった中で、費用対効果という話がありましたけれども、消防本部ではこのAED、1台置くのにどのぐらいの予算がかかるのか把握していますか。まずは、その辺を聞きたいと思えます。

議長（小櫃市郎議員） 警防課長。

（関河幹男専門員兼警防課長登壇）

関河幹男専門員兼警防課長 AEDのコンビニ設置につきましては、先ほど消防長からもお話がありましたとおり、県内の消防本部にヒアリング調査、これを実施いたしまして、全27消防本部中11消防本部管内にコンビニの一部または全部への設置がある旨の回答がございました。

設置に対する費用についてですけれども、AEDを購入し、設置した場合の購入費は1台約15万円、仮に秩父広域管内の現在33店舗ございますコンビニ全店舗に設置いたしますと約495万円となります。そのほか1台当たり4年ごとのバッテリーの交換、この費用が約5万円、それから2年ごとのパッド交換、これが約1万円、これがランニングコストとなります。

コンビニへのAED設置のほとんどはリース契約でございまして、バッテリーやパッドの消耗品管理も含めて契約期間が5年程度で、平均月額が1台約3,000円程度、秩父広域管内33店舗にリース契約で設置するといたしますと、月額9万9,000円、年間費用が118万8,000円となります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） 江田です。

実は、近隣のまちに設置してあるというのは熊谷市です。熊谷市は、調べましたら、健康づくり課長さんに直接お聞きしました。29年度予算が全部で270万円の計上。というのは、コンビニへ小学校区に分けて59台を設置してあります。先ほどコンビニに断られるという話がありました。社員やパート、これがそのAEDを使って助けるのではなくて、熊谷では来ていただければお貸ししますよという表示なのです。それで、パートや社員がこれを使うことはお許してくださいという表示をきちっと大きくしてあるのです。ですから、24時間開いているところへ駆け込めばAEDがあるという状況は、熊谷市ではそれを27年から導入して、確立をしています。

これは、地元には支店がある医療機器メーカーなのですけれども、メーカーによっても違うのでしょうか。フィリップス社、ハートスタートFRxという機種だそうで、年間1台4万5,000円なのです、総予算から割り出してくると。ですから、こういう同じAEDでも予算がこう変わってくるということがあるので、これはやはり費用対効果ということ言うのではなくて、日々進化していますから、こういった道具も。ぜひいろんなところへかけ合って、全てのコンビニに置くと私は言っているのではないのです。例えば消防署分署から遠いコンビニというところで、先ほど住民の頻度が少ないという話もありましたけれども、秩父は観光立市ですよ、全域で。そういった中で、多くの観光客もいらっしゃる、そういった中でコンビニへAEDの設置があれば、観光客の皆さんも安心して来ていただくことができるのではないのかなと、こういうふうに思います。既にもう11カ所の消防本部で実際やっているわけですよ。ですから、そういった中で前向きに取り組みをお願いしたいと思います。

管理者にお聞きします。28年7月議会の答弁で、非常にいい提案をいただいた、各理事とも相談をして、前向きに設置に向けて動いていくということで答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況を管理者にお聞きしたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 確かにご質問を受けて、私もそのように答弁した記憶がございます。その後、すぐコンビニに当たってみました。広域のほうの組合としてお願いをしたところ、皆さんいいお返事をいただけなかったと。先ほどの答弁のとおり、アルバイトの者が多いということで、その取り扱い等々で、事故があった場合の責任がとれないということ等々の内容で、お断りになられたという経

緯があり、そこから先には、断られた以上は進められないというところで話がとまっています。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） 熊谷市では、セブンイレブンとファミリーマートが多いそうです。ですから、連携をした同じ会社ですから、セブンイレブン、ファミリーマート、恐らくこの熊谷の実績を話をすれば、社員は使わないけれどもお貸しはしますよ、設置はしますよという、恐らくいい返事をいただけるのではないかと思いますので、もう一度ご検討を願えたらと思います。

次に、2の救急搬送についてお尋ねします。非常に消防のほうも大変な苦勞が救急搬送についてはあるようです。けさのちょうど埼玉新聞の朝刊に、救急WS運営、何かみんな頭文字をつけて呼び名をつけるのが今はやっているようですけれども、これは川越地区の消防組合と埼玉医大の医療センターが連携をして、救急隊員の知識や技術を高めるために、派遣型の救急ワークステーション、これをWSというのだそうですけれども、提携を結んで、5月から運用を開始するそうです。これは、消防組合が救急車1台と救急隊員3人、3人のうち1人が救急救命士を平日9時から5時まで病院に派遣をして、救急業務は優先しますけれども、ないときに埼玉医大で研修をするのだそうです。勉強会を。そういう連携をとって、隊員は順次交換をしながらやって、医師と救急隊員のプロ同士が切磋琢磨できるような体制をつくっていききたいという、非常に明るいニュースです。こういったことも今後秩父広域消防としても、こういったものも取り入れていながら研究していく必要があるのかと思います。今後の研究課題として考えてみてください。コメントのみとします。

最後に、大きな1の秩父地域の医療の関係であります、やっぱり（3）の今話をしております救急医療体制ということで心配をしております。医療は、社会保障の一部だと思っております。特に救急医療は、安全保障の一部だと認識をしております。地域の特性に合った救急体制を整えることは非常に急務だと考えています。人は、医療やインフラが貧弱なまちには住みたいとは思わないと思います。そういった意味で、秩父も秩父版の、都会から人々に来ていただこう、空き家を活用したところの中で人口を増やしていこうというような取り組みをしていきますけれども、こういった医療が着実に、確実に整備されている地域であるよというのがPRができるのではないかなと思います。

通告しておりますので、実はこの問題は秩父市議会でも8番議員の荒船議員、そして2番の浅海議員が12月の議会で久喜市長に救急医療体制について質問を取り上げていまして、議会としても全域、秩父郡市の議員としてもこういった問題を取り上げて勉強会をしようということまで実は動いていまして、ことしの4月改選期以降、そういったことを議員としても提案しながら、医療に関する問題について話し合いを持とうというところまで来ております。

きょうは、改めて久喜管理者、そして各理事の皆さん、この秩父広域として、具体的には秩父市立病院を広域病院として、中核病院として確立するためにそんな提案をしていきたいと思っている

のですけれども、新年会シーズンも終わりましたけれども、各首長さん、壇上に上がってそれぞれの皆さんが本当に今秩父地域の首長はいい関係である、タッグを組んでいい地域をつくっていきたいというご挨拶を皆さんなさっていますよね。そんな中で、この医療についても前向きに、広域化についてお願いをしたいと思っていますが、久喜管理者のほうから順に、理事の皆さんにもこのことについて、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 今正確な数字が申し上げられないのが申しわけないと思うのですが、市立病院のほうに毎年出しているいろいろな繰入金等々、この額も10億円近いお金が、全部合わせれば出ているわけですよね。それで、そういう中で、市立病院の職員のほうも今160人ぐらいですか、その辺の数の職員を抱えて、状況としては大変厳しいという状況でもございます。そういう中で、ご案内のとおり救急病院が今3病院、そのうちの1つ、今後抜ける可能性がある。数年以内に抜ける可能性があるという場合には2病院になると。2病院になった場合に、もう一カ所の病院が大変厳しい状況になれば、市立病院の負担は相当これから増えるだろうということは予想されています。

でも、私うれしいのは、市立病院の職員、特に医者の方の会議があるのですけれども、年に2回あるのですけれども、それ聞いていても、皆さんみんな気概を持って、何とかこの地域の中の医療をやっという、そういう高い志を持って診療に当たられていること、これは大変私も心強く思っています。私自身もやっぱり究極の砦は市立病院だというふうに思い、ほかのところができなくなった場合でも、市立病院のほうで全てこれを賄っていくという覚悟であり、それに対するいろいろな財政支援というのは腹をくくって出すつもりでもございます。

あと、もう一つ心配なのは何といってもマンパワーであり、それはやっぱり医者不足ということで、今回ちちぶ医療協議会のほうで医師を募集する動きをしていますが、募集しても来ないという現状で、これも新聞でも秩父市立病院だけではなくて、都内に集まっているのです。ですから、地方にはやっぱり医者は来ないということがもう如実に出ています。埼玉医大のほうにお願いしても、やはり地方の病院ですので、医局にいないと。ということで、秩父市立病院の医師というのは、これから余り期待できない。

私何しているかといったならば、今秩父地域、特に秩父市なのですが、卒業した医師、今、現に勤務している全国の医師全員に手紙書きました、私の名前で。ぜひ時期を見て、4月以降、今秩父の救急、特に医療大変厳しい状況だと。ですから、帰ってきて診療していただきたいということを私直筆の名前で書きまして、全員に送って、大変興味あるというのは事実で、帰ってきたいチャンスがあれば帰ってきたいというお返事もいただいています。

そういうところで、とにかく医師を確保しながらできる限りのことを、医師を確保しながら市立病院を運営していく、これがやはりこれから秩父地域の中で、やはり医療が崩れた場合には秩父の

人口圏はもう加速度的に減少するのは目に見えていますし、これをやはり市として行っていかなければいけないとともに、これは市立病院でもあると同時に、町の病院でもあるという位置づけもございます。確かに皆野は皆野病院であり、また横瀬は横瀬として、また小鹿野は小鹿野町立として、それぞれの病院を持っていらっしゃると思いますので、それとの連携という形になろうかというふうに思うのですが、いずれにしても救急という面であれば、今後市立病院が一本の柱になるわけですから、ですからその市立病院を守っていくというところにおいては、周りの町の協力もいただかなければこれからやっていけないだろうなというふうなことは、もう目に見えた事実だというふうに思います。

ですから、今一つの方法としては、この定住自立圏という中で医療に特化した流れの仕組みを私のほうでつくりましたので、これが順調に今機能しています。ですから、その辺のところ、その財源の確保ができるかどうかというところが今頭の中に描いているところでもございます。ただ、町のほうとしても、繰り返すようですけれども、それぞれのご事情がございますので、あえてそれを強力にということは私のほうでもなかなか言えないのも現状でもございます。

ですけれども、できる限りこれは皆さんの知恵を出し合っていないと、この地域の医療は崩壊します。確実に崩壊します。ですから、そういうところで私が医師という、医系市長という立場を最大限に生かして、医療のことは十分承知しておりますし、医師会員でもございますので、その辺のところ、医師会と連携をしながら、いかに市立病院を、市立病院だけではなくて、医師会としての、また地域としての医療としてこの地域の医療を守っていくということ、これは専門の立場の人間がこれをきちんとしていくこと、これはもうかたく決意をして、そのようにこれから3期目の大きなテーマとして残り3年間頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 副管理者。

（石木戸道也副管理者登壇）

石木戸道也副管理者 ただいま管理者の答弁が全てでございます。ただ、市立病院を整備するということが大事ですけれども、同じ公立病院である小鹿野町立をもこれからは考えていく必要もあるのかなと、こんな思いがしております。

そしてもう一点、あえて議場の皆さんにお願いもさせていただきますけれども、皆野病院につきましては、これは私立の病院ではありますが、今入院をする患者さんの数は、我が皆野町よりも秩父市の市民のほうが多いという報告も受けておりますし、郡市内はもちろんですけれども、大里、児玉方面からも救急搬送されてくる患者も多いわけでございます。

今皆野病院で一番大きな問題になっておるのが医師の確保ということであるそうでございます。やはりこの医師会に加盟させてほしいという要請がありまして、私も久喜管理者を初め、理事の皆さん方をお願いをして、何度も医師会のほうに要請をしまりました。その都度まだその機

に至っていないというようなことで、いまだ入会が認められておりません。やはり医師会に入会することによって医師の確保が容易になるというような話も聞いておりまして、ぜひ医師会にまた加盟をさせていただくような要請はしてまいりますけれども、議員の皆さん方にもぜひバックアップをしていただければありがたいなど、こんな思いがしております。

残念ながら、郡市内、人口はしぼんでいく状況であります。開業医の皆さん方の立場も我々はまた考えていかなければなど、こんな思いがしております、十分検討をする問題だと思っております、管理者を中心に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 富田理事。

（富田能成理事登壇）

富田能成理事 それでは、私のほうから2点、1つは救急医療体制について、これは皆さんとともに危機感を共有しているという状況で、この先このままいくとかなり厳しくなるという状況が想定されるというふうに理解をしています。

その中で、できることは幾つかあるかなとは思ってございまして、体制整備という面ももちろんなのですが、救急医療に関しては特に水際対策ってまだできる余地があるかなというふうに考えています。例えば、済みません、数字うろ覚えですけども、小児科分野でいいますと、全国的に救急搬送の約75%は軽症であるというデータがあるそうです。ですので、その水際対策ができて、誰かが相談に乗ってあげれば救急車に乗せなくて済むということができるかもしれない、そういったことなども検討していけるのではないかなというふうに思っています。これが1つ。

それと、市立病院の広域化という話をきょう伺いました。その広域化することによってどう変わるのかということを見なければいけませんし、広域として何がよくなって、何がよくなるのか、そして私に関して言うと、それが横瀬町にとって何がよくなって、よくなるかということをしつかり見きわめる必要があるかなと。最後は、どうすれば一番住民のためになるのだというところに立ち返る必要があって、そのためにどういう形が一番いいのかということで検討していきたいというふうに今お話を伺って思いました。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 大澤理事。

（大澤タキ江理事登壇）

大澤タキ江理事 公立病院を持たない長瀬町にとりまして、江田議員からただいま大変重要な課題をいただいたと、身の引き締まる思いでお聞きいたしました。定住自立圏の中で、しっかりとした体制が現在できているなという思いの中で、私も今日まで参ったわけでございますけれども、今お話を聞く中で、確かに人口減少が進み、これからの秩父地域の医療を考えたときに、もう少し掘り下げて考えていくべきではないか、そうした時期に来ているなとつくづく思ったところでございます。

ただいま皆野の町長、そして久喜市長からも細かい思いをお聞きいたしました。当然皆野病院、これはしっかりと医師会のほうに入れていただいて、もっともっと活躍をしていただかなければ、今後はこの秩父地域は成り立っていかないのではないかと思いますところをございます。これにつきましても、隣町でございますので、特に長瀨町は本当に皆野病院にお世話になっております。そうした中で皆野町長とも連携しながら、しっかりとこれに向けて運動をしていきたいなと思っております。

それからまた、私たち1市4町の長もしっかりと膝を突き合わせながら、これからの医療をもっともっとどういうふうにしていったらよいかということをございます。これから考えていく中で、またこうした広域議員の皆様方にも、こうした機会にしっかりと議論をし、これからの秩父地域の医療のあり方につきましてもしっかりと勉強をし、これからどうしたら秩父地域の皆さんに対してよりよい医療を提供できるかを考えていくべきだと思っておりますので、ぜひ議員の皆様にもお力をおかいただければと思っております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 森理事。

（森 真太郎理事登壇）

森 真太郎理事 江田議員のご質問でございますけれども、秩父地域の救急医療の関係、まず特に2次救急医療の関係でございますけれども、現在3病院でございます。ご担当していただいているということで、本当に感謝申し上げたいというふうにございます。

小鹿野中央病院につきましても、平成22年度から医師不足等によりまして、この救急輪番制病院から外れたということでございます。現在3病院が担当していただいているということでございます。ほかの輪番制病院に非常にご負担をおかけしているということかと存じます。

そういった中で、小鹿野中央病院でもできること何かということでございます。現在では外来等にきていただいている患者さん等であれば、夜間の診療ですとか、入院につきましてもお引き受けをして、できる限り輪番制病院の後方支援といえますか、そういったことも一生懸命努めていると。また、月2回なのですけれども、第2と第4日曜日、昼間なのでございますけれども、やはり病院を開いて、外来の患者を受け入れているというような状況もございます。

また、町としては、医師の確保ということで、町独自の医学生の貸付事業等も展開をしまして、それで医師の確保にも町の独自ということで努めておりまして、そういった効果もこれからあらわれてくるというふうにございます。

そういった中で、やはり私は一番最初に思うのは、私どもの病院としても、今市立病院が中心に救急輪番制病院をやっていただいておりますので、そこへの応援といえますか、医師の応援とか、そういったものも検討していければ、ある程度市立病院のご負担も軽くなってくるのかなということでございますので、その辺また市長とも、またうちの医師とも相談しながら、そういった体制を築

いていければなということをごさいますて、やっぱりその連携強化がまず大事ではないかなというふうにごさいますておるところでございます。

その次に考えなければならないというのは、やはり限られた医療資源でございます。これは全国的にそうなのでございますけれども、特にこの秩父地域の中においては非常に限られた医療資源でありますので、この2つの公立病院を初め、民間医療機関との機能分担、役割分担みたいなことは、やはり今後重要ではないかということだと思ひます。

議員の皆さんご案内かと思ひのですけれども、小鹿野中央病院が今整形とか眼科以外の外科手術はできないのです。だから、盲腸の手術なんかもできないのです。そういったことも全て市立病院さんとか、ほかの民間病院なんかにお願いしてやっていたらということだということで、この小鹿野中央病院だけで全ての診療科目をフルセットでできる状況ではないという状況です。これは医師の問題等もあつたり、いろんな問題もあるわけでごさいますけれども、そういったことで非常に医師不足、医療スタッフの確保というのは非常に難しい状況であるということをごさいますて理解をいただければというふうにごさいますておられます。

そして、先ほど管理者も答弁をされましたけれども、やはりちちぶ定住自立圏ということで、1市4町で取り組んでございますて、ちちぶ医療協議会というような組織もつくりまして、いろんな分野で地域完結型の医療圏を目指して進んでございますので、そういったところを通じてこの医療を守っていくということが大事ではないかなというふうにごさいますておられるところだと思ひます。

そして、最後に市立病院の広域化なのではございますけれども、これは私も十分考えていなかったのですが、市立病院というのは公立病院で、私も小鹿野町立病院を預かっている身でございますので、その辺どういふふうにごさいますていいのか整理がつかないと思ひているのですが、この辺についてはまた1市4町、ちちぶ定住自立圏というような組織もございますので、そういった中で慎重に検討していく必要があるのではないかなというふうにごさいますておられるところだと思ひます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

1番（江田治雄議員） どうもありがとうございました。各理事さんにも今の思ひをちょっと聞いたわけではございますけれども、ぜひ大きな課題、高い壁が立ちますけれども、ぜひスクラムを組んで、早目にこういったことを実現していただければと思ひます。

私もこの4月でもって卒業させていただきます。5期19年お世話になりました、本当に地域のことで動いてきたと思ひますけれども、また世代交代しながら、この広域行政についても皆さんよろしくお願ひをしたいと思います。ありがとうございました。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

15番（岩田和幸議員） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。15番、岩田和幸です。

少し通告の内容に入る前に話したいことがあります。先ほど管理者、副管理者、理事の5名の方の救急病院についての答弁がありましたが、感銘を受けたのが石木戸町長の中にありました。私と同じ考えと言うべきなのか、秩父の市立病院だけが先に直すとかではなくて、石木戸町長が言ったように、小鹿野もそうだし、仮に民間と言いつつも、それなりの病院、医療体制を持っている皆野病院、これを含めて考えるべきだなというふうに私も常々思っていました。なかなか一般質問の時間がいつも足りなくて、したことがないのですが、ここで改めていい話を聞いたので、私の考えを述べさせていただきました。

次に、昨年11月議会で、私の一般質問の国の補助金の問いに、私からすれば余分な答弁がありました。ゆうべ議事録見ましたら、高野局長はこういうふうに言っているのです。秩父地域の水道広域化事業を推進するに当たり、この補助制度は有利な財源措置であることについては変わりなく、広域化を進めない限り対象とならない制度でございます。ご理解をいただきたいと存じますと答弁していますが、広域化しなければならぬ補助金だということは、そのぐらい私も当然知っています。私のことをばかにしているのかなというふうに、ゆうべ議事録読んで思いました。これは余分なことだと思ふのです。それで、また執行部の皆さんにも申し上げておきたいのですが、特に今言った水道局長です。本日この一般質問をするのに、調査に水道局に行きました。ところが、私が聞きたいこと、ほとんど聞くことができませんでした。わかったのは、高野局長と主席主幹の北堀さんが公務員としての自覚がないということだけは私にはよくわかりました。できれば私の質問に対しては真摯に受けとめていただきまして、先ほど議長が言ったように簡潔明瞭というのは当然なのですが、なかなかこの辺は難しいものがあると思います。でも、余分なことは言ってほしくない。時間の制限もあります。以上で通告した内容に入りたいと思います。

1、水道について。（1）としまして、ミュージックパークを越えて小鹿野町に配水する計画があります。小鹿野町の水道問題を考える会が新聞折り込みでチラシを出しました。これによると、ミュージックパークを越えて小鹿野方面に配水するほうが、小鹿野浄水場を更新して使用するより高いということだと思ふのです。見直す考えはありますか、伺います。

(2) としまして、水道の広域統合計画では、秩父市の構造物の更新費用は総額316億円となっていますが、その中で拠点浄水場となっている橋立浄水場及び別所浄水場、それぞれの更新費用額(再取得額)、今の価格でどのぐらいかということです。は幾らですか、伺います。

(3)、憲法第25条1項、2項及び水道法第1条、2条、2条の2、それに水循環基本法要綱をどのように捉え、今後の水道事業に反映していくのか伺います。

(4)、ミューズパークを越えて小鹿野町に配水する計画の進捗状況はどのようですか、伺います。

(5)、ミューズパークを越えて小鹿野町に配水する計画では、災害が起き、断水した場合、小鹿野町住民のほとんどが被害を受ける可能性があり、非常に危険であると心配する人たちが大勢います。断水が起きた場合の対策はどのようになっていますか、伺います。

2の項目に入りますが、昨年策定した水道事業経営戦略について、(1)、経営戦略の図3-7では、②の小鹿野、太田、皆野方面に配水するルートと③の皆野、長瀬方面に配水するルートがありますが、同じ下流に送るのに、なぜ2ルートが必要か伺います。

(2)、経営戦略を議会や住民になぜ説明しないのか、各地区で説明会等をすべきと考えます。説明会をなぜ行わないか伺います。

3、水道工事及び設計の発注方法について。(1)、水道日より今月号によると、工事は一般競争入札ですが、設計監理業務がほとんど随意契約で、秩父以外の業者になっていますが、なぜか伺います。

4、職員の教育について。職員は公務員であり、公僕です。職員の中には、このことがわかっていない人がいます。公僕であることと主権者が国民であることを全ての職員に徹底した教育をすべきと考えていますが、いかがか伺います。

以上です。

議長(小櫃市郎議員) 15番、岩田和幸議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(「議長、休憩を求めます」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時28分

議長(小櫃市郎議員) 再開をいたします。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 おはようございます。15番、岩田議員のご質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1の(1)、ミューズパークを越えて小鹿野町に配水する計画につきましては、広域化基本構想では、秩父地域全体で既存浄水場を最大で15カ所削減する予定となっております。浄水場の修繕更新には多くの費用を要します。特に電気設備や機械設備の修繕更新は多額になるとともに、点検などのメンテナンスもより複雑であることから、浄水場を廃止し、共有していくことが将来の財政負担の抑制につながります。

ミューズパークを越えて小鹿野町に送配水することもその一つです。小鹿野町地内にあります小鹿野浄水場、三山浄水場、浦島浄水場及び関連する配水池などの再取得価格は約34億円、秩父市内にありますミューズパーク配水池、送水管及びポンプ施設などの再取得価格は約9億円、それぞれの地域で再取得すると約43億円と試算されています。本計画では、別所浄水場から小鹿野町地内に送配水することで約27億円の投資となり、約16億円の費用抑制の効果がありますので、見直す考えはございません。

次に、(2)、広域化基本計画の秩父市単独の構造物費用316億円は、今後51年間維持していくための費用について記載した金額で、浄水場等を稼働させ、水道水を供給するには、広域化されなくても実施していかなければならない事業であります。浄水場の再取得価格ですが、橋立浄水場が約50億円、別所浄水場につきましては約53億円と見込んでおります。

次に、(3)につきましては、憲法や水道法、水循環基本法要綱等ご指摘いただいた法令は、当然遵守すべきものでありますので、水道事業におきましてもその精神を基本とし、事業を進めていくべきものと考えております。

次に、(4)、ミューズパークを越えて小鹿野町に配水する計画の進捗状況でございますが、送水管布設工事の予定総延長は約3キロメートルで、平成29年度は約290メートルが布設され、全体の約30%の進捗率となっております。

(何事か言う人あり)

高野明生水道局長 失礼いたしました。920メートルが布設され、全体の約30%の進捗率となっております。

次に、(5)につきましては、現在水道局では老朽化した施設を基本計画に基づき補助金を活用して、施設の統廃合、配水ブロックの再編成や施設の耐震化を踏まえた上で、自然災害に強い施設として更新を進めているところでございます。

また、布設替えを行っています耐震管は、新潟県中越地震や東日本大震災など、過去に発生した7大地震の調査では、管路延長1,100キロメートルでも地震動による被害がなかったと報告されておりますので、仮に小鹿野町方面への耐震管が被災するような大災害が起こった場合、小鹿野地域のみならず、秩父地域全体で断水することは考えられます。

水道局が加盟する日本水道協会では、大規模な地震等による水道災害への取り組みを県北、全県、関東などのブロック、全国規模で行っており、先月24日も全国800余りの水道事業者が参加して、南海トラフを震源とする巨大地震により発生した被害を想定した救援訓練、また昨年10月には茨城県を震源とする地震災害に給水車で救援に向かう北関東ブロックの訓練など、有事に備えた取り組みを頻繁に行っており、当水道局も参加しております。このように災害時の相互応援体制につきましても確立されており、非常時に備えております。

各自治体では、自然災害に備え地域防災計画を策定して、さまざまな対応を盛り込んで対策をしているところでございます。現在小鹿野町では地域防災計画の見直しを行っており、水道につきましても給水計画等を盛り込んだ内容にして、地域住民の安全確保に努めるものにする事で水道局と調整をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、2の(1)、経営戦略の17ページに記載いたしました図3-7、秩父地域の水道施設整備計画でございますが、当経営戦略の策定に当たりましては、秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画をもとにしており、こちらの計画からの引用でございます。ご質問にあるルートでございますが、皆野、長瀬地区への配水につきましては、基本的にはお示しするルート3を計画しております。議員ご指摘のルート2につきましては、実線部分は計画をしておりますが、破線部分の吉田方面等への配水はルートなどの詳細は固まっていないものをご理解をいただきたいと存じます。現段階では、皆野、長瀬地区への配水はルート3及び新三沢配水池へ配水するルート4であるご理解をいただきたいと存じます。

ご質問の2の(2)、経営戦略の住民に対する説明会等につきましてお答え申し上げます。総務省が示す経営戦略策定のためのガイドラインでは、経営戦略の策定完了要件として、住民、議会に公開されているかどうかが前提になっておりますので、住民説明会の予定はございません。

続きまして、3の(1)、随意契約の理由と発注先でございますが、設計監理業務の委託は設計業務を請け負ったコンサルタントなどの業者と随意契約により契約を締結しております。理由といたしましては、一般競争入札を行うより入札期間が短縮できることや、現場、資料、設計図面等の基礎データを有しており、工事の内容を熟知していることから、随意契約により契約しております。

また、秩父以外の業者が多い理由につきましては、請け負う際の入札に参加するものの資格を所有する業者が秩父地域以外の業者に多かったためでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 15番、岩田議員の4、職員の教育についてにお答えをいたします。

地方公務員の服務につきましては、地方公務員法及び条例により定められているところでございますが、組合で採用した職員につきましては、地方公務員法第31条の規定によりまして、秩父広域

市町村圏組合職務の宣誓に関する条例第2条で定める宣誓書を署名してからでなければその職務を行ってはならないこととなっております。このことは、組合に派遣されている職員について、派遣元の市、町、組合で行われているものと存じます。

宣誓書には、日本国憲法を尊重することや全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することが書かれております。日本国憲法第15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定してされております。このことに関して、ある解説の中では、公務員は主権者たる国民の使用人として国民に奉仕するもの、いわゆる公僕でございますが、であるというだけでなく、公務員は国民全体の利益のために奉仕すべきであって、国民の中の一部の者の利益のために奉仕してはならないということの意味するところでございます。職員には資質向上を目的としてさまざまな研修を受けさせておりますが、全体の奉仕者として公務倫理とコンプライアンスを兼ね備えた職員の育成にも今後取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 先ほどこのチラシのことが余り触れられていなかったと思うのですが、たしか今の記憶が一つはあったのが、別所浄水場から小鹿野方面に配水する配水池とかは25億円と書いてあったのだけれども、今の答弁は27億円と言ったと思いましたが。私の記憶でも27億円と当初聞いていたのですけれども、そうするとこのまた2億円の差ができるわけです。小鹿野浄水場更新費用というのが、私が持っている資料によると30.8億円となっています。2億円以上の差がこれだけで開くわけです。そうすると、下に、このチラシでいくと48億円になっていますが、50億円以上の差が開くということによろしいですか。それでも見直しをしないで行うのですか。

この点を、それこそ今度管理者に聞いたのではよくわからないのではないかと思います。先ほど管理者と言うから管理者に伺いますが、この矛盾があっても長尾根越えの配水を計画するのですか。これをこのまま進めると、将来10年後あたり、秩父の人から小鹿野の人たちのために金を使ったのだと言われかねない。これは先日と歌山大学の中島先生というのが小鹿野に来たときに、そう言っていました。その人が言うにはそういうことを、この地区をいろいろ調べてから会談したのですけれども、数人で会議を持ってしたのですが、すごく心配しているのです、その人は。確かにあると思います。

私は、小鹿野町の議員として言っているわけではありません。今広域の議員なので、考えるべきだということでこれは話しているわけなのですけれども、私としては当然、1億円でも安いほうがいいのではないかと思います。この長尾根越えの配水さえ中止すれば、小鹿野の住民もほとんどの人が反対なのです。署名は4,523筆とかでしたが、聞いてみればほとんどの人が反対。両神の1区、2区まで行くという予定なのですが、1区、2区の人たちもほとんど反対なのです。そういうのをなぜやるか。先ほど事務局長が憲法や法律の話をしたと思うのですけれども、主権者なのです、住

民が。水を飲む人が。その人が嫌がっているものをなぜ金が余分にかかりつつやるのか。

先ほども災害のときのことも答弁していただきましたが、多少それこそかかっても、高くも逆に小鹿野の浄水場は残したりして、小鹿野方面の水は小鹿野で、その水が余れば吉田へ送ってもいいと思うのです。今の計画でいくと、河原沢から八幡様と呼んでいるのですが、あの辺まで今度は水が来るというのです。間明平というところに今浄水場があります。それを廃止すると。そうすると、両神も今全域カバーしています。人口が減れば余ってくるのです。もう既に余っているはずです。自分も本当に悲しいかな、私の隣と前のうちがもう留守なのです。二十五、六軒あった家が。それで、後で予算にあるようですからまた伺うのですが、その柏沢地区というのですが、その改修もするというのです。自分の地区だからわかります。私がひとり者。四、五人いるのです、ひとりで生活しているのが。みんな私と同じのがひとりに、年上なのです。何年それずっと住むかわからないのです。それより幹線なりをすべきだし、そういうことと比較しながら進めていかないと、将来秩父全体で大変なことになるのではないかと思うのです。

ほかにも工事についても、日水コン……失礼しました。これは、前の違うのですね。先にやらなくては。失礼しました。それはまた後で言いますが、いずれにしても、これについては先日行ったときにはほとんど数字を教えてもらえなかったもので、私はこれを仕方ない、全部正しいものとしてこの一般質問で使わせてもらった。ところが、先ほど言ったように27億円で2億円も違うし、小鹿野の31億円も30.8億円で、2,000万円程度ですけれども、でも2,000万円というのは大金なのです。私から見れば。そういうことをよく考えてもらいたいということが1つです。

並行して、(2)の橋立浄水場が50億円、それに別所浄水場が53億円と多分答弁されたと思うのですが、今の価格ですよ。再取得価格、表現がなかなか難しく、いろんな表現があると思います。いずれにしても、今の時代でもう一度作り直したらという意味なのですから、この53億円は、あそこの浄水場をつくったとき52.7億円という数字が、先日チラシをもらったものを書いてありました。52.7億円に、つくったときですからね。今の価格にしたら1.何倍かするかは妥当性はわかりませんが、この例でいくと、小鹿野町は1.4倍で計算したというのです。ですから、仮に1.4倍にしたら、このとおり大変なことになるということだと思うのです。この点をよく考えてもらいたいのですが、この(2)については橋立浄水場50億円、別所浄水場53億円というのは、つくったときの金額ではないのですか。それと、また質問の回数がふえてしまって困るのですが、しっかりした答弁をもらいたいのです。今の再取得価格、今の金額でと括弧書きで通告してあるわけですから、それはぴったり合うということはなかなかないのですが、一つのあくまで比較ですから。小鹿野がつくったのが古くて1.4なら、例えば新しいので1.3にするとか、そういう数字が出れば、妥当性を今度は私も検証できます。そうでないと、住民に説明ができません。しかも、今度は1市4町の住民の方からの代表としてここに来ているということを考えれば、今まで以上に私の責任は重大だと思っていますから、余りいいかげんな答弁されると困るのです。いずれにしても、今の(2)につい

てはどうか、伺います。

(3)については、憲法でそういうものを見てやっていますというのが一般の答弁ですが、今までの水道統合の関係でいろいろ見聞きしていますと、これが見えないのです。国庫補助があるから有利だとかということはよく使いますね。有利だというのは見た目だけだと思います。そもそもこの憲法、私23ぐらいのときにもらったものなのですが、ずっと仕事で、設計の仕事をするときにかばんに持ち歩いて、ちょっと見たいときは見たりしています。頭に全部入っているわけではありません。そこで、この25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」これは、私の父がよく子供のときから、この文だけはよく聞かされてきました。2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、だからこそ補助金なり、あるいは料金高騰した場合の金を出すとかという制度を国はつくっているのです。有利だという表現は非常に私は理解できないのです。一時的に出資債なんかのように、小鹿野町なら小鹿野町、1市4町から集めたとしても、半分国から来るのなら、半分は返すのならまだいいのです。それでも国から来た金は、私たち全員、国民の金なのだ、考え方によれば、考え方を変えればそういうことだと思う。それもこれからは考えていかないと、今の日本も大変なことになってくると思うのです。できる削減だけを何とかしていくべきだと。地域住民の提言で、安全な水を送るというのは使命ですから。これは、水道法にもしっかり書いてあると思うのです。

これちちぶ広域水道日より、これは創刊号に管理者の声がありますが、当然書いてあるのが安心安全でおいしい水を供給し続ける水道事業を基本理念とし、よりおいしく安全な水の安定供給体制を実現させ、安全で安心なまちづくりに貢献していきたいと考えていますと書いてありますが、小鹿野町の人には安全だと思っていないのです。しかも安心なんて全然思っていない。この憲法や水道法の精神をよくわきまえていただきまして、この点について答弁をいただきたいところですが。

(4)のミューズパークを越えて小鹿野町に配水する進捗状況の関係は、確かに用地取得まではしていないというのですが、これは候補地が決まっているのかどうか。確かに測量費が今度計上されていたような気がするのですが、どうか。

5の点については、管が大丈夫だから安全だと言いますがけれども、管もさることながら、問題なのはポンプなのです。管であれば地元の業者でも災害のときにみんなで協力し合えば接続できるかもしれません。ところが、ポンプなり機器類は落雷でも壊れるということを11月の一般質問でも出させていただきましたが、そういうことを考えるべきでありますし、また皆さんは、先ほど中越地震の話が出ました。中越地震も私は2回ほど、1週間ぐらいと3日間、一人でボランティアに行つて、被災状況を見ました。それから、東北震災も、あの震災は3月11日に起きたわけですが、3月25日ごろ福島のほうに行つて、仙台空港、仙台市のほうまで物資を持ってあちこちに配りながら行つてきました。そういうのを見ていますと、本当にただ管が安全だとか、そういうのでは、問題だということ。そもそも福島原発も完全に安全だということだったわけですから。こういう点を踏

まえて、この（５）についてももう一度、断水があるときの対策をお伺いします。ともかく、いいのですか、これは管理者に聞いていいのですか。その辺を検討してもらって、答弁をお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 岩田議員のほうから、各般にわたってご質問いただきました。答えられる範囲を答えさせていただき、数字等々に関しましては水道局長のほうから、申しわけないのですが、ご答弁させていただきます。

まず、チラシの数字と違うではないかという話なのですが、チラシの数字が公文書ではなく、その公文書に対してのいろいろな議論ということで踏まえていただいて、そういう上では、その数字云々に関しては私のほうではコメントはできません。実際どうだったかということは水道局長のほうからお話をさせていただきます。

そして、水道だよりに関しましては、おいしい水を提供するという事は、別所の水は私も飲んでますし、皆野、長瀬の人たちも飲んでます。おいしい水として飲んでいて、その表現の中に、別所の水をお話しする上で批判的な話が、ニュアンスが感じられるのは、大変私も問題だというふうに個人的には思います。我々が毎日飲んでいる水に対しまして、実際にそれらを試飲していただいた本人でもいらっしゃるというふうに思いますし、ですからそういう水に関しましては、おいしい水を提供し続けていくということは、小鹿野町民に対しましてもこちらのほうの水道局の責務だと思ひ、おいしい水を提供し続けるという決意でもおります。

そして、憲法云々ということでもございますが、我々は憲法に沿って全ての業務を行っておりますし、また公務員、水道局の職員に対しましてもきちんとした憲法を遵守し、そして公僕という立場を決して忘れておらず、そして万一そのような職員があればきちんとした対応をします。今のところ、私は全くいないというふうに自負しておりますし、信頼しております。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 岩田議員の再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、ご質問の小鹿野町の水道問題を考える会が発行した新聞折り込みのチラシにつきまして、2月6日、先ほど岩田議員のおっしゃったとおり別所浄水場において岩田議員より直接いただきました。このチラシによれば、小鹿野町浄水場の更新費用は再投資価格で算出されていると思われれます。一口に更新といっても、再投資価格、再取得価格、修繕更新などであらわされた算出、積算の方法が異なり、チラシの数値につきましては水道局でも検討いたしましたが、出典元が不明で、混在が見受けられることから、簡単に比較できるものではないと考えております。

次に、先ほど国の補助金の関係をご質問いただきましたが、2点目ですが、平成28年度、県を通

じまして国からいただいた補助金につきましては、ご承知のことと思いますが、3億1,354万6,000円、平成29年度につきましては4億4,913万6,000円の決定を受けております。こうしたことから考えますと、今まで広域化しなければ、こういった補助金については一円もいただけなかったということがございますので、広域化したことにより大きなメリットがあるというふうに考えております。

ご質問の3点目、憲法25条第1項に定められた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や第2項に定められた国が全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進への努力義務につきましては当然遵守されるべきであると考えており、水道局といたしましても安心して安全な水を日々安定的に供給することを第一義として努力しているところでございます。

また、水道法の第1条に定められた清浄にして豊富、低廉な水の供給を図ること、第2条に定められた水源及び水道施設、これら周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な指標に関する施策を講じる義務等の定めを踏まえ、秩父地域が水道事業を統合し、施設の統廃合等を行うことにより、料金の高騰を抑えていくといった広域化によるメリットを最大限に生かしてまいりたいと考えております。

また、第2条の2にございますように、水道の計画的整備や適正かつ能率的な運営に努めるよう今後も努力してまいります。水循環基本法要綱につきましては、事業を運営するに当たり、水の適正な利用を推進し、貴重な水資源を大切にしていまいりたいと存じます。水道事業が循環資源である水を利用する事業であり、水循環が健全に機能していることに依存して成立しています。水道局といたしましても、健全な水循環に係る環境保全対策として、計画的な漏水調査と老朽管の更新に取り組んでおります。水道管を定期的に調査し、水漏れの早期発見、修理に努めるとともに、老朽管の更新を進めていくことで貴重な水資源の有効活用を図ってまいります。また、この要綱で規定されている水の日には、浦山ダムのイベント等にも参加するなど、水の大切さを啓発しているところでございます。

続きまして、1の4の再質問のご答弁でございますが、用地につきましては候補地としては決めておりますが、まだ公表できる時期にございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、災害に関してでございますが、先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、岩田議員所属の小鹿野町におきましても、現在地域防災計画を見直しておりますので、こういった中で順次水道局としてできることは何かということで盛り込んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 時間がないので、この1の水道については、改めて再々質問として管理者である久喜市長に伺いたいのですけれども、(3)だけ、もう一度これについて、今細かい答弁があ

りましたが、今の話を聞いていて、どういう、その法律とかそういう気持ち、法の精神を持って水道事業をやっていくのか、この辺について、(3)についてお願いして、あと一つは、(4)は公表できないから、しょうがないのですけれども。

あと、災害ということで、(5)、これは私の意見だけ申し上げておきます。先ほど言った東北震災で初めて、あの3月24日か25日だったけれども、すごい惨状です。私一人行って、見たのですけれども、その後は皆さん知っている人が行きたいということで案内して、福島飯舘村に案内しました。私は、シャッターを撮ったのを皆さん見たことがあるかと思うのです。いずれにしても、想像を絶するということがぴったりの状況です。また、今まで約70回物資持っていっていますが、いろんな人の話も聞きました。また、連合の関係で、東京に行って1回、それから陸前高田、大船渡のほうにボランティアで行ったこともあります。そのときに、向こうのある被災者が話してくれたのです、ボランティアの人たちに。すぐ6メートルくらいのところで流されても、とても救えないとか、あるいは歩いて逃げの人をはねながら車で通った。そういう普通では考えられないことが起こったりします。当然今本白根山で、予想しないところで噴火したりしましたが、そういうことを踏まえると、とてもこれは安全ではないと思うのです。もう一度よく考えていただきたい。それでは、管理者に、(3)のところだけもう一度考え方を伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、もう一度ということですので、同じことを繰り返させていただきますけれども、憲法を遵守しまして、全ての国民、町民、市民においしい水を提供できるように、どういう立場でもそれは提供できるように、憲法を遵守してそれを行っているというのが私の決意でございます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） それでは、2のほうに行きますけれども、(1)は、もう時間がないので省きます。

(2)ですが、これは今管理者、住民の代表である議員に説明したのだから、説明会はしないということは聞いていますけれども、小鹿野町の水道の審議会がありました。その最後のくだりには、議会や住民に要望してまいる、よく説明するようにと書いてあるのです。また、経営戦略でもそういうくだりがあったと思うのです。そもそも先ほど管理者が言ったように、主権者であることはよく管理者も認識しているというのですから、その主権者にしっかり説明すべきなのです。議員は、あるときは管理者が言うように、聞いただけでもいいのですけれども、場合によっては直接住民に説明しなくてはいけないことがある。今憲法の改正論議もありますけれども、結局は住民投票というワンクッションが途中で挟まっての形になっていると思います。そういう意味で、一つのやり方

であって、議員に説明するのは単なる一つの説明であると。最終的には住民に説明すべきことだと思います。

そこで、先ほどの憲法の話をしたのですけれども、住民が主体だということ、これについて説明会をもう一度、何とかしてもらおう方法はないのでしょうか。2については、これで再質問とさせていただきます。いかがですか。

(何事か言う人あり)

15番(岩田和幸議員) もう一度説明会何とかできないかという、単なる単純な質問です。再質問。

議長(小櫃市郎議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 再三再四説明会を今まで広域化するに当たって行ってきた経緯もございますし、現にいろいろ経営戦略等々はきちんとした資料として、各事務所で閲覧できるようになっております。閲覧している段階でご質問は幾らでもお受けしますので、ぜひ見ていただいて、その上でその場でご質問いただくのが一番いいというふうに考えておりますので、説明会をする予定はございません。以上です。

議長(小櫃市郎議員) 15番、岩田和幸議員。

15番(岩田和幸議員) 経営戦略を置いてあるから見てくださいというのは、ちょっと無責任だというふうに思いますが、時間がないので3のほうに移りまして、3は(1)しかありませんが、先ほどの答弁だと、あたかも随意契約がいいように思いますけれども、前のデータ持っているというのですけれども、これは、ここが問題なのだ。日水コンが秩父に来たときの、厚労省が秩父地域の簡易アセットマネジメントということ、300万円ぐらいと聞いていますが、でさせたと。そのデータ持っているから、今度は随意契約で水道の準備室が計画書をつくったということですね。準備室のほうで日水コンに頼んだ。それが一千幾万だったかね。そうすると、このままいくと日水コンが一番知っているわけです、データ持っていて。ここが一番問題だと私は思うのです。日水コンに好き勝手にされてしまうのではないかという危惧を私はしている。だんだんと今の水道局の人も定年になってやめたりすると、よく知っている人がいなくなるのです。この一番問題なのは私は、名前出すとよくないので、日水コンはまたどこかとJV組んだとか言っていますけれども、そうするとこの2者で秩父地域全部の仕事が好き勝手にされているような気がします。

それと、この先が民営化されるように今、国が進めていますけれども、日水コンとか、そういうところが結局は今までやってきたのだからということになると、そういう会社、民営化のときには受けるのではないかということになると思います。これも心配していますが、この点について管理者、今の私の気持ちを聞いて、いかがですか。

議長(小櫃市郎議員) 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 岩田議員らしいご質問だというふうに思います。確かにその辺のところは十分注意して、今後日水コンにコントロールされるというのはよくないことでありますので、十分いろいろな広い範囲で見ながら考えていかなければいけないと。きょういただいたご意見の中で、非常に貴重な意見だというふうに思いますので、考えていきたいというふうに思います。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） ぜひその点は皆さんで相談しながら、前向きに、秩父の住民のために検討してもらいたいと思います。

それでは、あと5分ぐらいだと思うので、4のほうに移りたいのですが、地公法で公僕とかが書いてあるというふうな話だったと思いますし、31条で宣誓しているということです。確かにそうなのです。宣誓しなければ公務員は職務につくことはできないということで法律で書いてありますから、しているはずなのですが、これは管理者によく聞いてもらいたいのです。先ほど言ったように、これ公文書でないことはわかるのです。でも、私は先ほど最初に言った、水道局に議論するために数字を聞きに言ったのです。ところが、教えてくれないから、これは正しいものだとやったわけです。結局今の時点だと、これはほとんど正しいとしか言いようがないわけです、私は。そうですよ。

もう一度伺うのです。水道局に行ったときに、高野局長と主席主幹の北堀さんに対応していただきました。そこで、何となくおかしいので、皆さん公僕でしょうと言ったのです。国民は、ある会社で言えば、一番上の社長みたいなものだと言ったのです。そうしたら、そんなに偉いのですかとか、そういう言葉が返ってきました。何を言っているのだと思います。一つの例えですからね。そこで、議論している中で、北堀主席主幹がこう言った。私も主権者だと言うのです。それは、うちに帰れば主権者だから、私もわかりますけれども、公務員としている以上は公務員でしょう。管理者はそこのところ、問題があったらしっかり対応しますというのですから、水道局の対応は非常に悪いのです。実際私が言われたのですからね。又聞きではないです、このことは。先ほど管理者は真摯に受けとめて対応すると言いましたら、これについていかがですか。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 岩田議員の4の再々質問ですが、先ほどご答弁をさせていただきましたが、2月6日に別所浄水場に来所いただきました。私が記憶している部分と若干相違があるように感じております。事の発端は、岩田議員におかれまして、お客様センターに電話をおかけいただくときに、お名前を名乗らないと、このようなことが事の発端になっているような気がします。我々の電話対応に関しましては、各市町の職員研修として接遇の基本を学んでおります。私もグッドマナー研修を受講させていただくことが多々ありますが、この中には接遇の心構え、コミュニケーションの大切さ、電話対応、クレーム対応、職場のルールなど、職員のマナーに関する基本的な事柄を身につけることにより、的確に内容を把握することや円滑に取り次ぐことで、問題解決を早めることがで

きると考えております。

今回ご指摘のあった電話の受け方、取り次ぎ方に関しまして、研修では、1つ目が「受話器を取って名乗る」、2つ目に「相手を確認めて挨拶」、3つ目に「用件を聞く」、4つ目に「要件を復唱する」、5つ目として「了解した旨を伝え挨拶」、6つ目に「受話器をそっと置く」というようなことで、このように細かく指導を受けております。

また、2つ目で申し上げましたけれども、相手を確認めて挨拶の中には、通常の場合、「相手を確認しましょう、相手がうっかり名乗らなかったときには、失礼にならないように、恐れ入りますがどちら様でいらっしゃいますか」といって相手を確認します。なお、一住民などと名乗らないときで、あえて名前を聞く必要がないときもあると思います」とあり、相手が名乗らなくても取り次ぎをしております。ここで申し上げるのは失礼かと思うのですが、現に岩田議員におかれましては名乗っていただいておりますが、お客様センターから私に電話を取り次ぎをしていただきます。日ごろ水道局5カ条を旨に、水道局職員並びにお客様センター職員が一丸となってサービスの向上を目指しており、今後も失礼のないよう迅速丁寧な受け答えに努めてまいります。

また、先ほど北堀主席主幹のご発言につきましては、個人の思いということでお話をさせていただいていると思います。このあたりが私が聞いていたところと乖離がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） ほんの少しだけお願いします。言われっ放しで私も下がりたくありません。

確かに電話は一般のときは、一般の社会では相手を名乗って聞いたりします。でも、県庁に電話してみてください。あるいは都庁に電話して、受け継ぐ係の人は聞かないです。この事務所だって、聞く人もいます。聞かない人が多いです。小鹿野の庁舎もそうです。ところが、両神庁舎に行くと、聞く人も聞かない人もいるし、そもそも何を聞かかなんです。先日水道局に電話したとき、名前聞かれたから、ではあなたが答えてくれるのですかと聞いたのです。答えてくれる人ならまだいいのです。ただ受付で、昔の交換手みたいに、取り次ぐだけの仕事の人が何で聞くのだと。そう言ったら先日局長は、変な業者から来て、長々電話されたら困る。おかしいのです。名字聞いたら、変な業者かどうしてなぜわかるのですか。そこのところをよく言っておきたい。いずれにしても、その辺はこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 各議員に申し上げさせていただきます。一般質問等々で参考資料等掲示をしていただくのは構いませんが、議長の許可を得てから提示をしていただくようお願いいたします。

15番、岩田和幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時 07分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、斎藤捷栄議員。

（5番 斎藤捷栄議員登壇）

5番（斎藤捷栄議員） お昼が過ぎました。

（何事か言う人あり）

5番（斎藤捷栄議員） 皆さんからそういう声が出ておりますが、目の覚めるような質問をしたいと思えます。

ご承知のとおりオリンピックが開かれています。皆さんも毎日日替わりで観戦をされているのだろうというふうに思いますが、何せこのオリンピックは平和の祭典と言われる祭典でございます。平和であるからこそ開かれるオリンピックということに思いをいたさなければいけないだろうと。私たちが今この平和な状況を孫や子にここまま引き継いでいかなければならない、それこそが今を生きる私たちの責務であろうというふうに思えます。一言所見を述べて質問に入ります。

きょう私は4つの質問を行いますけれども、いずれも私の議員生活を支える、市民生活の安心安全のためにという基本理念に基づいて行うものであります。

まず最初の質問は、本日毎日新聞に紹介をされております妙見の七つ井戸枯渇にかかわる問題でございます。私の住む宮地地域には、古くから妙見の七つ井戸と言われる伝承、伝説がございます。この井戸が昨年の暮れから急激にかかれています。極端な湧水の減少傾向が見られています。中宮地町会から秩父市に対しまして原因調査が依頼されていますけれども、昨年実施された国道140号の歩道内の配水管布設替工事との関連があるのではないかとということをかかなりの地元の人がおっしゃいます。中宮地地域というのは、過去にそういう体験を持っています。これは、下水道工事を施工したときに、多くの井戸が枯れました。これは、地下水脈を切ったということが原因であるというふうに言われていますけれども、そういう体験を持った地域でありますから、今回のこの問題についても、この水道管の布設替工事が大いに影響しているのではないかとということが言われているわけでございます。これについて、この関連にどうお考えになるのか、お伺いをしたいというふうに思えます。

まず、今もお話をしました下水道工事のころは、インフラ整備と住民生活環境という問題を考えても、高度経済成長期ということもあって、インフラ整備が優先するという状況もありました。したがって、さほどの問題にはならなかったのですが、今回の問題はやはり住民の生活環境との関連

ということで、環境問題であり、すぐれて人権問題でもあるということで、大きな問題となっているということでもあります。

2つ目は、事業統合後10年間の経営戦略、諸計画の進捗状況について伺うわけでありますけれども、質問の内容は3つです。まず、第1番目は午前中の質問にもありました小鹿野地域への給配水計画に関連をして、小鹿野地域内の既存浄水場の廃止と長尾根配水池の新設との財政シミュレーション上で、別所浄水場の見込み更新費が計上されていないまま比較されているとの指摘があります。これについては、別所浄水場の見込み更新費用は、いかほどになっているのかということをお伺いをしたい。午前中の岩田議員に対する質問にも一部答弁がありましたが、重ねて質問をしておきたいと思えます。

2つ目は、この問題は単に小鹿野の問題にとどまらないというふうに考えます。水道料金の算出は、いわゆる総括原価方式、原発における電気料金の算出と同じ方式で行われているわけでありますから、このことから全域にわたる大きな問題であるというふうに思えます。この更新費用について、やはり明らかにすべきだと思うけれども、この辺に対する考え方はどういうふうに思われているのか、伺っておきたいと思えます。

3つ目は単純な質問であります。統合時、10年間にわたる施設更新とその他費用を333億円と示されておりましたのは、皆さんご承知のとおりであります。この間の2年間ですけれども、予決算を見る限り、これが果たして期限内に示された工事額から類推して、予定工事を消化し切れるのかという疑問を抱かざるを得ないと思えます。現在までの進捗状況と今後の予定について、とりわけ10年間予定した333億円の工事、これが果たして可能なのかどうなのか、その辺のところを伺っておきたいというふうに思えます。

3つ目の大項目は、各市町の出資額、出資債についての質問であります。昨年これ大変な問題になったことは周知の事実であります。今年度は、予算書を見る限りそろって計上されているようでありますけれども、この出資額、出資債については、2分の1は後年交付税措置されるというふうに伝えられています。聞かされているわけでありますが、この話は信用に値するのかということをお断的に伺いたいと思えます。この交付税ということになりますと、交付税は色がついてくるわけではありません。理論上はそうです。この分はこの分ですというふうにはなっていませんという答弁がよくされます。そういうところから、本当に2分の1大丈夫なのという単純な疑問ですから、単純にお答えいただきたいというふうに思えます。

4つ目は、DB方式についてであります。DB方式って聞きなれない言葉でありますけれども、このことについて、3つの質問を行います。

DB方式とは一体何か、どういうことなのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目は、このDBを行う業者の一つに、クボタと日水コンのジョイントベンチャーが存在するというふうに聞いています。このクボタと日水コンJVとの間で、このDB方式による契約を秩父

の水道局は交わしているというふうに聞き及びましたが、これは事実であるかどうかの。

3つ目としては、これは事実であるとすれば、その内容についてお伺いをしたいと思います。

壇上からの質問は以上です。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 5番、斎藤議員のご質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1の（1）、宮地地域内湧水の枯渇と水道工事との関連性でございますが、ご質問の件につきまして、昨年の12月に中宮地町会よりご相談をいただいております。水道局では、今年度実施している秩父警察署前交差点から聖地公園入口交差点までの西側歩道部分に埋設されております老朽化した石綿セメント管の布設替工事を行っておりますことから、工事期間中に掘削断面内での湧水の有無の確認調査を実施いたしました。結果としては、掘削工事期間中に湧水の出水が確認されず、地中の水脈に影響を与えたとは考えがたく、今回水道工事が湧水枯渇や水量減少の直接原因とは思われませんが、地元町会より市に対して調査依頼をされているということでございますので、水道局といたしましても市の調査等へ協力をしてまいりたいと存じます。

続きまして、2の（1）、（2）のご質問につきましては関連がございますので、あわせてご答弁申し上げます。別所浄水場の更新費用の見込みでございますが、岩田議員からも同様の質問がございましたが、別所浄水場につきましては4事業体が統合した現在も、広域化せず秩父市が単独であったとしても、基幹浄水場にあることには変わりなく、施設の更新は必要となってまいります。広域化基本計画においても、当然にその費用につきまして算定をしており、平成28年度から10年間の修繕更新の費用につきまして、約11億円を見込んでおります。

また、議員ご指摘のとおり、統合後5年以内に行う予定である料金統一に向けても総括原価方式により算定することとなりますが、この別所浄水場の費用も他の施設同様に算入し、計算させていただく予定でございます。

次に、（3）、施設更新の進捗率と今後の予定でございますが、平成28年度に計画した建設改良事業に対し、契約したものが88.9%、一方で前倒しできたものが2.8%ございましたので、合わせて約91.7%が執行できました。事業費全体の進捗率では約7%でございます。平成29年度に計画した建設改良事業に対し、契約したものが96.6%、一方、前倒しできたものが2.4%ございましたので、合わせて99%が執行できました。事業費全体の進捗率では約8.8%でございます。平成28年度、平成29年度を合わせると、進捗率としては約15.8%となる予定でございます。平成30年度は約37億5,000万円を計上する予定であり、事業費全体の約12%を執行予定しております。

なお、事業全体の進捗率につきましては、分母の確定が10年後であるため、中間報告となります。今後も計画の前倒しを実施し、事業実施率が100%になるよう順次取り組んでいく予定でございます。

す。

続きまして、3の(1)、各市町の出資債に対する交付税措置につきましては、県市町村課に確認をしましたところ、総務省の繰り出し基準に基づく出資金の元利償還金につきましては、普通交付税を算定する際の基準財政需要額に必ず算入されるものであるとのことでございます。平成29年度の出資金につきましては、平成30年度から算入となるということでございますので、各構成市町に算入状況を確認してまいりたいと存じます。

続きまして、4の(1)、DB方式につきましては、DB方式とは設計と工事施工を一括して同一企業に発注するデザインビルド方式のことで、略称でDB方式と呼ばれております。この方式のメリットといたしましては、品質確保が図れること、職員の負担軽減、従来の設計施工分離発注方式に比べ、工期の短縮や最新の民間技術の提案等が受けられることでございます。デメリットにつきましては、工事施工業者が下請契約、民民契約となることから、DB受注者元請によるダンピングの可能性等が考えられます。

次に、(2)、DB方式による契約でございますが、クボタ・日水コンJ Vとの間でまず基本協定を締結し、その後契約を取り交わしました。

次に、(3)、内容でございますが、横瀬管内の横瀬町町道9号線、工事場所は横瀬町町民会館から丸山林道に抜ける延長約700メートルを2工区に分け施工しております。今回随意契約した理由でございますが、高いノウハウや大口径等の布設技術力が必要とされており、管路の総合的に問題を解決するサービス、トータルソリューションが確立されている大手管路メーカーに頼らざるを得ない状況の中、DB方式による発注の実績がないことから、試行導入とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、齋藤捷栄議員。

5番（齋藤捷栄議員） 答弁をいただきました。順次再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、1番目の湧水の問題ですが、これ非常に深刻なものです。私のところで発行しているミニコミ誌があるのですが、これで紹介をしたところ、記事を見たのだけれども、実はうちでも、うちでもというふうに、次から次へ出てくるのです。自家水の水道のモーターが回り切りになって、焼けきってしまった、あるいは洗濯にこの井戸水を利用していたのだけれども、水量が少なくなって、底の泥水を吸い上げてしまって洗濯物が染まってしまったとか、あるいは1月になってから、どうも水の出がおかしいということで業者に調べてもらったら、底が見えていますよと言われて、改めて見たら、本当に水がすっかりなくなってしまっていたとか、さまざまな状況が報告されています。

新聞の記事にもありますけれども、六の井戸などは、毎年冬場になると十五、六度の湧水が湧き出していますから、池の表面にうっすらと湯気が立つような状況だったのです。それが水量が少なくなりましたから、水温が下がって、初めて結氷したと。池が凍ってしまったというふうな話が報告をされています。これは、新聞の記事にも紹介をされています。ぜひ皆さんも機会がございましたら

たら、新聞記事もごらんをいただきたいというふうに思います。

これと直接の関係はないというふうに答弁をされましたが、地元の話では、そんなことはないよと、工事中随分水が出たよと、そういう話も聞いているよというふうなことも、これは先ほど市長の話にもありましたけれども、公的発言か、私的発言かというようなことになって、また難しい問題ですけれども、そういった声を聞かれています。したがって、答弁の中にもありましたように、各分野とも協力をしながら、環境問題でありますから、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。要望しておきたいとしたいと思います。

それから、最後のDBの話であります。これは、聞きなれない言葉でありましたけれども、やはり私は問題なのは、工事の、これ現実の問題として随意契約に、しかも単独随意契約になるわけにありますから、ここで一番心配なのはやっぱり透明性、競争性、公正性と、そういったことなのだろうというふうに思います。DB方式というのが、この公共事業では珍しい考え方でありますけれども、民間では専らこのやり方なわけです。例えば皆さんおうちを建てられるというときに、設計施工という形で発注されているということが、ほとんどの場合そうなのだろうと思います。これがいわゆるDBですよ。ですから、そういう点からすれば、取り立てて問題にするようなことではないかもしれませんが、公共事業となりますと違います。これは、税金を使って行う事業ということになるわけにありますから、公明性、公平性、そして競争性というふうなことが重視される。勢い指名競争入札であるとか、一般競争入札であるとか、そういう方式が採用されてきたというのがこれまでの経緯であります。

これが先ほどから話があったように、高いノウハウ、高い技術水準、そういったものが要求されるというふうなところから、近年DBという方式が採用されているようでありますけれども、これを採用するに当たっては、やはりあくまでも、繰り返しになりますが、公平性、公明性、そして競争性を維持したままどう進めていくのかということが最大の問題になるのだろうというふうに思います。この辺についても、しっかりとそれを確保されるような方策をきちんと、ガイドラインみたいなものも用意をする必要がある場合にはあるかもしれません。そういうことで進めていただければというふうに思います。これも要望ということで、コメントをさせていただきま

す。

それから、3番目の市町の出資額のこと、これは先ほど壇上でも申し上げましたけれども、確保されていますということで答弁いただきました。答弁のとおり基準財政需要額総括表、交付税総括表、これらを点検していけばわかるのはわかるのです。それは私も承知をしています。しかし、多くの議会、多くのところの答弁でこの問題を取り上げると、先ほど壇上で言ったように、必ず交付税には色ついていません、これがこの分ですというふうに示してくれというと、それはできませんと、こういう答弁返ってくるのです。だから聞いているのです。間違いなくこれできるのですねと。先ほども答弁の中で、各市町にもきちんと確認をするという答弁ございましたので、各市町できち

んとその辺を確認をして、そして議会に対しても明らかにされていくことが望まれるということで、これもコメントと要望を述べておきたいというふうに思います。

問題は、きょうの2番目の問題です。午前中の質問とも関連をしています。先ほど答弁がありました。進捗状況は全体として15.8%、2年間で15.8%ですから、約8%ですか、1年間で。私がその率でいきますと、これ10年で達成できないということになるわけです。そして、333億円に比べて、今年度が37億円、これちょっと多くなっていますけれども、これまでの金額が余りにも小さい、だから大丈夫なのかという疑問を持たざるを得ないということでお伺いをいたしました。これからも前倒し実施を進めていくという答弁でありました。これぜひそういうふうに進めていただきたい。

やっぱり統合は賛成、反対さまざまな意見がありました。統合した以上、やはり計画がどう進められるのかということが大事であります。これから予算の議案審議、あるいは補正の審議の中でも私も指摘をしたいと思っておりますけれども、年間の工事高と、それから補助対象工事額がどうなっているのかというふうなことについても、その都度きちんと検証しながら進めていくということが大事だろうと。そして、それがそういうふうにならなければ、やはりいつまでも疑念を払拭しきれないだろうというふうに思います。3分の1と言ったのに、3分の1ではないではないかという疑問をやはりどう払拭していくのかというのは、これはやはり大きな問題として今組合に課せられた課題だろうというふうに考えます。ぜひその辺をしっかりと認識をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、問題の進捗率についてはそういうことで承知をいたしました。(1)番目の小鹿野地域での給配水計画に関連してお伺いをしたわけですが、午前中の質問と午後の私に対する答弁でも若干の食い違いがあるようであります。秩父市の浄水場の更新計画は、基本計画として10年間で11億円を予定していると、こういう答弁がありました。午前中の岩田議員の小鹿野のミューズパーク経由の給水のことに関する質問の中では、小鹿野の浄水場を更新した場合は34億円見込まれると。秩父市のそれに相当する更新の費用は9億円であると。トータルで43億円だと。現状示されている計画としては、27億円ミューズパーク経由してやるのに、配水池の設置費用等合わせて27億円であると。差額16億円が有利になるという説明がございました。そしてまた、全体としては316億円というのが今後の総合の更新の費用として見込んでいます。その中では、橋立浄水場の更新が50億、別所浄水場の更新が53億というふうに説明をされました。

これ午前中の質問と今の私の質問に対する答弁を合わせると、皆さんお聞きになっておわかりいただけたと思うのですけれども、やっぱり若干違うかなという気がするわけです。午前中岩田議員の質問の中にもありました小鹿野の水道問題を考える会で発行したチラシ、この内容を見ますと、これは公文書、私文書という問題はありますが、それを置いておいてお聞きをいただきたいと思っておりますけれども、小鹿野浄水場の更新費は合わせて31億円というふうに表記をされています。この31億円の算出の根拠は、これは水道局からも示されたというふうにも一部聞いてはおりますが、

まさに小鹿野浄水場7カ所でしたか、浄水場のいわゆる更新費用として、当初設置の1.4倍という係数を掛けて算出した数字であるというふうに説明を聞いています。そういうふうに計算をしてきて比較をしたときに、先ほど言ったように計画では27億円となっているのですが、この中には何と秩父市の計画が、別所浄水場の更新費用は9億円と見込まれているわけです。そうすると、小鹿野の更新費用の31億円の根拠は、設置したときの1.4倍ということで31億円として計上されているということになります。それに対して、別所浄水場はそういう根拠なしに9億円と示されている。

これを同じレベルの対比をできる数字として当てはめるとなると、私が試算したところでは、別所浄水場の建設費、当時の52億7,000万円ですから、74億円になるという数字になってくるのです。だから、私のこの試算が、それは違うのだよということであれば、そういうふうにご説明をいただきたいということが1点です。74億円の算出には、私は一定の根拠があり、考えるに値するというふうに考えているわけでありますが、小鹿野浄水場の34億円のその根拠、それからチラシの31億円の根拠ともあわせて、74億円の算出の根拠としては一定の説得力があるものというふうに考えているわけですが、この違いについてどういうふうに考えるのか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

何よりもこの質問書の中に表記をいたしましたけれども、別所浄水場の見込み更新費が計上されないまま比較されていると。ここのところが大きな不信を抱く根拠になっているわけです。この不信を払拭するためには、ここのところを明らかにする必要があります。それが2番目の問題とも関連をして、全体の問題として、小鹿野に給水をするためだけではなくて、総括原価方式として秩父市から皆野町、小鹿野町、ずっとそれが行き渡るために、この更新費用というのは当然やはり算出の根拠とされなければならないわけでありますから、大きな問題だろうというふうに思いますので、再質問をいたします。

ポイントをもう一回整理をいたします。午前中の質問で9億円と示されたものが、今回午後の質問では10億円になっている。それから、午前中の質問で小鹿野の浄水場の更新費用は34億円と示されたものは、チラシでは31億円と示されていると。この根拠は建設当初の費用の1.4倍という係数を掛けて算出をされているにもかかわらず、今回の9億円の算出の根拠は建設当時の52億7,000万円とは全く関連がつけられていない。これらの理由について明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど岩田議員のご質問にもございましたが、そのとき答弁をさせていただいた再投資価格とは、現時点でもう一度固定資産台帳をもとに同じものを整備した場合の価格であり、再取得価格とは費用関数を用いて同規模のものを整備した場合の価格、修繕工事とは再取得価格と同様、費用関数を

用いて広域化の構想計画で51年間や10年間などの長期間の計画において修繕などの繰り返しながら維持するものでございます。

先ほどご答弁の中で申し上げました別所浄水場の53億円という数字でございますが、これは別所浄水場の再取得価格でございます。さらに、斎藤議員のご答弁に申し上げた平成28年度から10年間の修繕工事費用につきましては11億円を見込んでいるというふうにご答弁させていただいたところでございます。

なお、チラシにつきましては、この数値につきましては平成26年10月30日、小鹿野町議会の全員協議会で示された資料の数字と推察されますが、この資料におきましては平成27年1月16日の同じく全員協議会において更新算定の方法が異なったため、訂正を含めた説明を行い、このことに関して議員の皆様からのご質問がなかったというふう聞き及んでおりましたので、この数字がどちらかというひとり歩きをして、混乱を招いているかというふうと考えております。

申しわけありません。2点目の……

5番（斎藤捷栄議員） その根拠が同じなっていないということ。

高野明生水道局長 そういったことから、この数字が議員さんおっしゃるように52億7,000万円の1.4倍ということでは計算上になるのですが、この1.4についても局とすると根拠が不明ということでございますので。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 答弁いただきました。

私は、そのチラシが、繰り返しになりますが、公文書か私文書かということとはともかくとして、このチラシの中に表示された31億円という数字については、一定水道局の了解といたしますが、どういふふうに計算するのかというふうなことを伺いながら算出をした数字であるというふう聞いています。1.4倍というのもですね。それに対して、午前中示されたのは9億円であり、あるいはもう一つは、全体の計画としては53億円であるというふうに示されているわけです。それが一方は小鹿野の浄水場については、建設当初の建設費の1.4倍を基準として算出をされたというチラシの記事は31億円、それに対して午前中説明のあった34億円は、この間では3億円ほど差がありますけれども、それほど大差はない。ところが、午前中示された別所浄水場の費用については、一方は9億円、一方は53億円、あるいは私の試算では74億円、これは余りにも差があり過ぎると。これをどういふレベルで、どう比較をするのが妥当なのかということについて、きちんと整合性のある説明がされなければ、当然住民の理解は得られないだろうと。私は、こちら側の主張が正しいとかなんとかというよりも、やはりそういう説明がされなければ、それは理解は得られないだろうという観点から質問をさせていただいています。そこのところをやはり明らかにしてほしいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 齋藤議員の再々質問でございますが、数値につきましては今まで、先ほども繰り返しになりますが、いろんな方法での算出が混在していたということで、各方面から数字が違うのではないかというお話をいただいていますので、今後は統一した算出方法に基づいて検証してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長(小櫃市郎議員) 5番、齋藤捷栄議員。

5番(齋藤捷栄議員) 最後の質問になろうかと思えます。今答弁のとおりなのです。結局基準が違うのです。だから当然やっぱり納得いかないという話になるのは、私はその点では本当にそのとおりだと思います。だから、やはり更新費用というのは、今言ったように再取得価格として算出をするのか、そうでないいろんな今おっしゃった例として出したのが3つぐらいありましたか、更新費用の出し方というのがですね。それが違うものと比較したのでは話にならないということです。今同じもので出せと行って、きょう午前中も午後も出していただいたやつが違うわけですから、このところを改めて今答弁のとおり、改めてこの両方を同じ基準で出したものを明らかにすることが大事。明らかにしていただきたい、そのことをきちっと答弁していただく、そしてそういうふうに取り組んでいただくということでお願いをしたいと。答弁と同時に、要望をしておきたいと思えます。

議長(小櫃市郎議員) 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 議員さんおっしゃるような方法で今後検討してまいりたいと思えます。進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長(小櫃市郎議員) 5番、齋藤捷栄議員。

5番(齋藤捷栄議員) ありがとうございます。時間を残して質問を終わるとするのは余り例のないことですが、私今回広域議員として最後の一般質問ということになりました。12年間の議員生活のうち6年間をこの広域議員として質問させていただきました。この6年間の間にさまざまなことを質問をさせていただきましたし、要求もさせていただきました。

今振り返ってみますと、前半の4年間は12回の議会、一度も休まず談合問題を取り上げて、当時の森さんなどにはもういいかげんにしてほしいと思われたかもしれませんが、しつこいほど質問をいたしました。そういったこともあって、結果的には7億数千万円の賠償がとれたということもありました。

それと、私は議会に立候補する当初から公約として掲げておりましたごみ袋の値下げの問題も、みずから考えていたものと比べてはどうかなということも残りますけれども、これも実現することができました。そういったことで、いろいろ関係者には大変お世話になりながら、12年間の議員生

活、そして……

(「火葬場も」と言う人あり)

5番(斎藤捷栄議員) 火葬場も。火葬場ももちろんそのとおりでございますが、さまざま皆様のご理解をご協力を得ながら無事に過ごして行くことができました。

最後の議会に当たって、それら関係の各位に心からお礼を申し上げて、斎藤捷栄、最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(小櫃市郎議員) 5番、斎藤捷栄議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大久保進議員。

(2番 大久保 進議員登壇)

2番(大久保 進議員) 皆さん、こんにちは。2番、秩父市の大久保です。

先月下旬からの大寒波の襲来により、日本列島では大雪の被害や野菜の高騰など、市民生活に大きな影響が出ております。26年2月の秩父地方の大雪もまだまだ忘れることはできません。その教訓を受け、大雪対策計画等の改定を進める体制を整えたところと聞いておりますが、重要なライフラインである水道水についても、凍結、水道管の破裂等による水が出ない等、市民の皆様の悲痛な声が聞こえてきています。それらを解消すべく、水道局職員の皆様におかれましては、安心安全の水道水の供給にご尽力いただいていることに感謝の気持ちを伝えたいと思います。まことにありがとうございます。

さて、昨年11月、第3回定例会の昼食時に、水道水のきき水試飲会が実施をされました。私も挑戦をしてみました。どの水道水もおいしく、市販のミネラルウォーターと比べても遜色ないという感じがいたしました。改めて秩父地域の水道水のおいしさを確認するとともに、地域ごとに味の違いがあることも強く感じたところであります。そして、味、におい等に関し、おいしくない、においがするなど、個人によって感じ方、好みも違うことがあることがわかりました。においに関しては、当局に確認をしましたところ、2-MIBというにおいの物質が川の水に含まれていると聞いております。一般的に川の下流になるほどこの数値は高くなると聞いております。きき水の結果発表では、市販と別所、横瀬の水がほぼ同数で自分の好みだと答えた人が多く、変わらない、小鹿野と続き、皆野が一番少数でありました。

そこで、こういった意見に対して、当局はどのような対策を講じ、対応していくのか、改善策等についてお伺いをいたします。

壇上からは以上です。

議長(小櫃市郎議員) 2番、大久保進議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 2番、大久保議員のご質問にご答弁申し上げます。

水道局では、秩父地域水道広域化基本計画における施設整備計画で、施設整備と統廃合及び基幹管路の整備、経年施設の整備、重要給水施設等の整備、3つの施設整備と耐震化をあわせて更新を計画しております。主な配水ルートにつきましては、4つのルート整備を計画しており、その中の一つに皆野、長瀬町方面の配水及び三沢地区への配水ルート整備を進めることにより、より上流の水道水をお届けできることとなります。議員ご質問の2-MIB対策には、より効果のある対策であると期待しております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、大久保進議員。

2番（大久保 進議員） ご答弁ありがとうございました。

今後の計画については、3つの施設設備と耐震化を合わせた更新計画、また4つのルート整備の計画、それについては理解をいたしました。私も下流地域の2-MIB対策、いわゆるおいの対策に、配水ルートの整備を進めることにより、よりよい結果が出るとのことでありましたので、期待をしております。

そこで、下流地域、例えば皆野、長瀬地域の方々に少しでも早く上流の水が供給できるようにするには、基本計画以外にも対策がほかにあるのかを伺います。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 再質問にお答えさせていただきます。

皆野、長瀬地域には既に広域化前の平成15年から分水協定により別所浄水場から送水しております。皆野浄水場でつくられた水とあわせて配水を行っております。この送水量をふやすことで、おいの改善が図れるものと考えております。しかし、送水量をふやした場合、秩父地域の一部に水圧低下や断水等の状況が発生する可能性が高いと管網解析により分析されており、すぐに対応をすることは困難であると考えております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、大久保進議員。

2番（大久保 進議員） ありがとうございます。

基本計画のほかに送水量をふやせば改善ができることでしたけれども、送水量をふやして上流域の水圧低下や断水が発生したら、これはまた意味のないことでありまして、そこで水圧低下を防いで送水量をふやす方法というものはほかにないものかをお伺いをいたします。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 再々質問にお答えいたします。

現段階では水量等の改善を図るためのルート整備以外の方法は非常に厳しい状況でございます。

基幹管路A、Bルートを整備し、流量の増加や老朽管更新事業の推進による有収率の向上、配水区域の切り替えなどを行うことで水圧低下地域が改善されると同時に、下流域へより多くの水量を配水することが可能となりますので、ご理解いただければと存じます。

議員のご質問のとおり、下流域の皆様から強い要望もございますので、引き続きさまざまな方法を検討し、少しでも早い段階で送水できますよう検討してまいりたいと存じます。

議長（小櫃市郎議員） 2番、大久保進議員。

2番（大久保 進議員） ありがとうございます。ぜひともなるべく早く下流域へおいしい水の送水が実現できるように、あらゆる角度から研究していただいて、計画の前倒しも含めて検討をお願いしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（小櫃市郎議員） 2番、大久保進議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の1ページをお開きください。議案第1号の秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年8月8日に出された人事院勧告、また10月19日に出された埼玉県人事委員会の職員の給与等に関する報告、勧告及び意見を踏まえて、勤勉手当支給率、給料表の改定に合わせて、平成27年の一部改正条例の附則で、いわゆる現給保障を当分の間といたしたところを、国や県と同様に平成30年3月31日までとしたいため本条例の改正をしたいものでございます。

また、55歳を超える職員に対する減額支給措置が平成30年3月31日までとなっていることから、

関係する条文の整理を行うものでございます。

一般職員の勤勉手当の支給割合は、現在6月、12月期合わせて100分の170となっております。これを100分の10引き上げて年100分の180に、また再任用職員の勤勉手当の支給割合は年100分の80となっておりますが、これを100分の5引き上げて、年100分の85としたいものでございます。

給料表の改正につきましては、1級の初任給を1,000円引き上げ、そのほかは400円の引き上げを基本に、平均で0.2%の改正をしたいものでございます。

議案第1号参考資料（第1条関係）、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例新旧対照表をごらん願います。まず、年間の勤勉手当支給割合を引き上げるため、第16条の7の規定を一部改め、平成29年の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、一般職職員の勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の95に、再任用職員の支給割合を100分の40から100分の45にしたいものでございます。

また、制定附則第10項で定める55歳を超える職員に対する減額支給措置の割合を12月に支給する場合においては100分の1.425と100分の95にしたいものでございます。

給料表につきましては、ただいまご説明した改定額、改定率による改正をしたいものでございます。

次に、議案第1号参考資料（第2条関係）をごらん願います。改正条例の2条では、まず第16条の4、期末手当は55歳を超える職員に対する減額支給措置に関する規定の廃止等に伴う字句の整理を、第16条の7、勤勉手当は同じ字句の整理を加えて、平成30年以降の勤勉手当の支給割合を6月、12月期とも同率の100分の90と100分の42.5にしたいものでございます。

次に、議案第1号参考資料（第3条関係）をごらん願います。改正条例の第3条では、平成27年の一部改正条例の附則第4条で、経過措置を規定した現給保障の期間を平成30年3月31日までとする改正をしたいものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から施行したいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。議案第1号について質疑を行います。

1号、2号、3号に共通したものもありますので、一括してこれはお願いをしたいと思います。昨年の2月議会で、私は職員組合の存在について伺ってきました。答弁を伺ったところでは、水道事業の経営に関する事務の開始に伴って、秩父広域市町村圏職員労働組合が発足したとのことでご

ございました。その後の経緯を伺うとともに、本議案について職員組合との協議は行ったのかどうか、行われたとしたら、その協議結果はどのようなものであったのか伺っておきたいと思えます。

次に、議案第1号について、2点伺います。まず1点目は、この改正後の職員給与について、ラスパイレス指数はこの個々の職員、どのようになるのか伺っておきたいというふうに思えます。

次に、附則第1条は29年4月1日までの遡及適用を定めています。第2条は、みなし内払いを定めています。そこで伺うわけでありませぬけれども、その差額の支給については、いつ、どのように行われるのか、この2点お伺いをしたい。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 ただいまの斎藤議員さんのご質問でございますけれども、まず職員労働組合の経緯、それから協議の結果ということですが、秩父広域市町村圏職員労働組合のその後の経緯になりますが、職員労働組合から出された要求書に基づきまして、組合としては団体交渉を2回行ってまいりました。それがまず経緯ということでお答えさせていただきます。

それから、次に議案についての職員労働組合との協議でございますけれども、当局から職員労働組合のほうへ申し入れを行いまして、2月7日にこの議案の改正概要については説明を行いました。説明を行う中で話がありましたのが、今のご質問にも関連することになりますが、差額支給日の確認ということでございます。その質問とも関連がありますが、差額の支給についてでございますけれども、この議案を可決いただきましたら、2月の給与の支給日に合わせまして差額のほうも支給をしたいというふうに考えてございます。

それから、改正後の職員給与についてのラスパイレス指数というお話があったかと思うのですが、一部事務組合のラスパイレス指数につきましても、地方公務員給与実態調査の結果の中でも示されてございません。そういったことで、国との比較ができておらないところでございます。

なお、参考までに、組合が給与体系を準じております秩父市のラスパイレス指数が公表されておりますので、それを参考に申し上げますと、平成29年度地方公務員給与実態調査の中で、99.0ということで示されてございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の9ページをお開きください。議案第2号の秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、特殊勤務手当の支給対象業務を業務の実態に即した形で見直すとともに、手当額の特例等についての改正を行いたいものでございます。

議案第2号参考資料、秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表をごらん願います。まず、表の左側、現行の条例第2条で規定している特殊勤務手当の種類のうち、第3号から第5号までの業務が消防業務に係るものであるため、消防業務手当として一つに集約いたします。現行の条例第3条から第7条では、特殊勤務手当の支給要件を規定しておりますが、現状の業務に即した形で規定を改めるとともに、消防業務に係る特殊勤務手当を一つに集約し、第5条、緊急自動車等運転手当、第6条、災害出場手当、第7条、潜水業務手当を改正後の条例で消防業務手当とし、消防業務手当の中で個々の業務を規定いたします。災害出場手当と潜水業務手当に規定していた業務は、改正後の条例第2号で、火災救助等の災害業務に従事したとき、第3号で救急業務に従事したときといたします。

これらの改正に合わせて、手当の額を定めた別表も改正をいたします。新旧対照表の3ページをごらんください。種別、業務を条文の規定に合わせて改めることとし、あわせて支給要件、金額の見直しを行います。

本改正において支給基準、支給額を改める点が2カ所ございます。まず、表の右側の2、清掃業務手当、(4)、処理施設において、犬、猫又はこれらに類する動物の死体を動物炉におさめる業務に従事したときを1件150円といたします。これは、火葬場動物炉の業務に従事した際に支給するものですが、現在は清掃業務手当として日額250円の支給となっております。

次に、3、消防業務手当、(4)、救急の4ページにございます救急救命士が救急処置を行った場合を1件500円として新たに規定いたします。これは、救急救命士法施行規則第21条の特定行為に限るということになってございます。この業務に対しまして、特殊勤務手当は埼玉県内の27消防本部中16消防本部で規定されており、支給額の平均は1回当たり522円となっております。

新旧対照表の2ページを再度ごらんください。第7条、手当額の特例では、日額支給のものは従事した時間が4時間に満たない場合は、手当の額を100分の60とする規定を、新たに第8条として、同一の現場において火災救助等の災害業務並びに救急業務に従事したときは、従事した業務に係る手当額の最も高い額のみを支給する併給禁止に関する規定を加えることといたします。

なお、本条例は本年4月1日から施行したいものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 2点お伺いをいたします。

議案書の9ページ下段、第9条中に加えられる2号記述でありますけれども、具体的に例示をしていただきたいというふうに思います。

それから、第8条記述、併給の禁止でありますけれども、これも別表に基づいて、こういう場合に禁止されるのだというふうに説明していただきたいというふうに思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 ただいまの斎藤議員さんのご質問ですけれども、まず第9条第2号の具体的例示ということでございます。この支給の特例に該当するもの、これは改正条例のほうの第4条第1号から第3号までの清掃業務手当が該当してまいります。今までの清掃業務手当の支給実績のおよそ7割がこの新たに規定する4時間未満に該当し、100分の60、150円の支給になると想定をしております。

ただし、今回の清掃業務手当の改正によりまして、例えば午前中に廃棄物の検査指導業務、午後に焼却炉の点検業務、それも双方とも4時間未満というような場合には、合わせて300円というような手当額の支給になることも生じてくると想定はしております。

第8条の併給禁止につきましては、消防の関係になりますので、総務課長のほうよりお答えをさ

せていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 総務課長。

（小林幸一専門員兼総務課長登壇）

小林幸一専門員兼総務課長 第8条の併給の禁止について、具体例を説明させていただきます。

10ページの別表をごらんいただきたいと思います。3の消防業務手当の中に（2）、火災、（3）、救助、（4）、救急の業務が明記をされております。この業務の中で併給が該当となる事例といたしまして、火災で消火活動中に救助を行った場合、また救助では水難事故で潜水業務を行い救助した場合、救急では管内の病院に搬送中に救急救命士が救命処置を行った場合などが挙げられます。この場合には、手当の額が高額であるもののみを支給するというところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案書の12ページをお開きください。議案第3号の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成29年3月の雇用保険法等の一部改正において改正された地方公務員の育児休業等に関する法律が平成29年10月1日に施行されたこと、また国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等を定めた人事院規則が改正されたことから改正をしたいものでございます。

改正の内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業期間が1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れられない等の場合に再度の申請をすることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できることとなりましたので、法の規定にある当該子の養育事情を考慮して特に必要と認められる場合として、条例で定める場合を総務省自治行政局から出された参考条例等にならない規定するものでございます。

議案第3号参考資料、秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表をごらん願います。第3条第6号、第4条及び第10条第6号にただいま申し上げましたように保育所等に入れられない等の場合として下線部分の規定を加える改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(小櫃市郎議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小櫃市郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小櫃市郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小櫃市郎議員) 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(坂本哲男消防長登壇)

坂本哲男消防長 議案書13ページをお開きください。議案第4号の秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布されたことに伴い、これに準じて秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、政令で定める地方公共団体の手数料の中で、危険物製造所等の設置許可等の審査にかかわる手数料の標準額が特定、準特定屋外タンク貯蔵所に関するものについて引き上げられたため、これに準じて条例別表第1を改正するものでございます。

今回の改正で、管内において対象となる危険物施設は、秩父太平洋セメントにある特定屋外タンク貯蔵所の3施設でございますが、現在1施設は休止しておりますので、2施設のみ該当することとなります。

なお、条例の適用につきましては、本年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(小櫃市郎議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番(斎藤捷栄議員) 簡単に伺っていきたいと思います。

説明を今受けました。管内対象施設は秩父セメント株式会社の保有する3施設で、うち1施設は休止中であるということでした。当該施設は表中のどこに当たる施設なのか、ここに18ページ、それから表がありますけれども、これのどの部分なのですよということを示していただきたいというふうに思います。

それから、この手数料の徴収はいつどのように行われるのか、お伺いしておきたいと思います。というのは、この審査は、申請に基づいて審査をするということになるのだろうと思いますが、1回審査をしたら、もうそれですと終わりなのか、あるいは更新をするということがあるの

かどうなのか、そういうことによって手数料というのはどういうふうに入って、いつ徴収されるのかというふうなことがかかわってきますので、その2点についてお伺いをいたします。

議長（小櫃市郎議員） 予防課長。

（坂本峰男専門員兼予防課長登壇）

坂本峰男専門員兼予防課長 ただいまの斎藤議員の質問についてお答えします。

まず、当該施設は表中のどこに当たる施設かということでございますが、太平洋セメントに設置されている3施設につきましては、重油2,000キロリットルを貯蔵する屋外貯蔵所で、危険物の規制に関する政令で定める特定屋外タンク貯蔵所となりますので、表中の区分、手数料欄に特定屋外タンク貯蔵所と表記されているところが該当となります。

まず、議案書の17ページをごらんください。表上段、区分欄（3）の2、法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査、続きまして18ページ、上から3段目、（4）の5、変更の許可に係る完成検査、続きまして20ページ、下段、（6）の2の変更の許可に係る完成検査前検査などが該当となる部分でございます。

次に、手数料の徴収ですが、それぞれの申請時に現金で納入していただきまして、一般会計歳入、2款使用料及び手数料の消防手数料の歳入となります。

以上でございます。

（「更新の審査」と言う人あり）

坂本峰男専門員兼予防課長 済みません。その都度となります。各申請、更新はございません。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小櫃市郎議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小櫃市郎議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案第5号 平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にございますとおり、現計予算額35億8,147万7,000円に、歳入歳出1,992万1,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を36億139万8,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。まず、歳入でございます。第3款国庫支出金、第1目消防費国庫補助金を82万5,000円減額し、補正後の額を985万7,000円としたいものでございます。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車の入札による予算との差額が約163万円となり、補助率2分の1の82万5,000円を減額したいものでございます。

第6款諸収入、第2項第2目雑入を3,069万9,000円増額し、補正後の額を1億1,677万5,000円としたいものでございます。組合預金利子は、運用が少なかったことによる減額でございます。雑入につきましては、秩父クリーンセンターの売電収入を2,060万3,000円増額、それから秩父環境衛生センターの有価物売却代を市況の値上がりに伴い971万2,000円増額それぞれするものが主な要因でございます。

第7款組合債、第1目消防債は1,010万円減額し、補正後の額を3億4,230万円としたいものでございます。こちらは、入札による差額を減額したいもので、防災基盤整備事業債770万円、消防車整備事業債が240万円の減額となります。歳入合計で1,992万1,000円の増額補正になります。

次に、14、15ページをお開きください。歳入でございます。給与改定に伴う一般会計職員201人の人件費の必要額は給料、職員手当等、共済費を合わせて857万8,000円となります。職員の変動等による増額と社会保険料を含めると、人件費総額で774万8,000円となり、この額を補正をしたいものでございます。給与改定がありながら、第2款第1目一般管理費、第4款第2目クリーンセンター費では給料が減額となっておりますが、こちらは病気休職並びに育児休業に伴い減額または無

支給となった職員がいることによるものでございます。

第3款民生費、第2目自立支援審査会費は、第3節職員手当費、第4節共済費合わせて5万5,000円増額し、補正後の額を1,079万5,000円としたいものでございます。

第4款衛生費、第4目斎場費につきましては473万6,000円を減額し、補正後の額を8,752万5,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当及び第4節共済費の補正及び第1節需用費の燃料費、光熱水費をそれぞれ減額したいものでございます。プロパンガス、電気の使用料が平成28年10月の仮オープンから1年たち、使用料の見通しが立ったことから減額をするものでございます。

第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては165万3,000円減額し、補正後の額を5,689万9,000円としたいものでございます。

第11節需用費では指定ごみ袋購入費の減額とごみカレンダー製作費の減額を、第13節委託料では廃棄物処理手数料収納委託料を増額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては1,630万7,000円減額し、補正後の額を5億2,289万5,000円としたいものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の補正のほか、第11節の需用費ではクリーンセンターで使用する薬品類の減少に伴い、消耗品費を223万7,000円減額、燃料費を51万6,000円減額、発電に伴う使用電力減少と契約単価の引き下げによる本体施設電気料579万9,000円を減額し、これらを合わせて855万2,000円減額したいものでございます。

また、第13節の委託料では、入札による予算との契約差額等をそれぞれ減額したいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては869万9,000円を減額し、補正後の額を18億5,963万5,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の補正のほか、ここに載せてあります第9節旅費から第19節負担金、補助及び交付金までそれぞれ減額をしたいものでございます。

第11節修繕料は、消防救急デジタル無線音声接続改修の不用額443万4,000円を、第13節委託料は高機能消防指令センター整備事業に伴う不用額等142万7,000円を、18、19ページをお開きください、第15節の工事請負費では、高機能消防指令センター総合整備事業の入札による予算との差額1,023万7,000円を、第18節備品購入費は同じく災害対応特殊消防ポンプ自動車等の入札差金の減額と高度救命処置資機材の整備費用を差し引いた3万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第6款公債費、第2目利子は130万2,000円増額し、補正後の額を1,519万6,000円とするものでございます。これは、借り入れ予定日の変更によるものでございます。

第8款予備費、第1目予備費につきましては5,388万4,000円増額し、補正後の額を2億1,857万2,000円としたいものでございます。これにつきましては、翌年度の財源となるものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の1,992万1,000円の増額補正となります。

次に、繰越明許費の補正でございます。補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。本年度実施しております高機能消防指令センター総合整備事業が本年3月31日までの完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

最後に、地方債の補正でございます。補正予算書の6、7ページをお開きください。高機能消防指令センター総合整備事業、災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定に伴いまして、地方債限度額を引き下げる補正を行うものでございます。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 何点かお伺いをしておきたいと思います。

まず1点目、6ページの地方債補正、いずれも減額補正となっております。若干説明ありましたけれども、その理由について伺っておきたいと思います。

それから、12ページ、4款2項1目は当初予算に項立てがありません。補正で新たに項を立てるという理解でいいのか、これについて伺っておきたいと思います。

同じページ、6款1項1目1節、66.6%もの高率な減額補正となっております。若干説明がありましたが、余りにも率が高いということで、改めて伺いたいと思います。

同じページ、6款2項1目1節有価物売却代、これも若干説明がありました。これは30.5%の増額補正、これは単価が上がったからということですが、30.5%も上がるのかなということで、そんなに上下するのかなという疑問もあります。同様に売電収入は40.9%、これも非常に高い増額補正です。これについても説明していただきたい。

それから、14ページ、4款1項4目斎場費でありますけれども、これ第1回補正と合わせると2,839万1,000円、当初予算比24.5%という非常に高い減額補正になっています。これについても理由を説明していただきたい。

18ページ、6款1項2目、これも第1回補正と合わせて384万2,000円、率にして20.2%の高率減額補正です。これについても理由を示してください。

以上6点です。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 斎藤議員さん、お答えを始める前に、今幾つか、6項目があったのですが、私がお答えするのは飛び飛びになるのですが、よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 それでは、答弁のほうをさせていただきたいと思いますが、まず最初に6ページ、地方債補正の減額補正の理由ということです。これは、先ほど議案説明の中でもお話をさせていただきましたけれども、高機能消防指令センター総合整備事業、それから災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業、これらの事業費が確定したということで、基準額が変更になる、そのための減額をしていくというものでございます。

それから、ご質問の3点目の同じページの第6款組合預金利子のところになるかと思うのですが、当初予算額30万円に対して、20万円という減額補正となっております。これは預け入れの、今低金利の時代ですので、利率がどうしても低いということで、その利率の低い中での減額補正をさせていただくというものでございます。

それから、6番目になります。18ページになりますけれども、公債費の利子になろうかと思えます。これは、ただいま歳入の地方債の減少理由でお話をさせていただきましたとおり、事業費の確定による借入額の減少と、それからあわせて高機能消防指令センター及び災害対応特殊消防ポンプ自動車に係る借り入れ予定を、当初は11月ということで想定をして償還利子を予算に計上してございました。両事業の完了が当初の予定よりもおくれたということから、借り入れ予定時期を本年3月に変更したため償還利子が減少していくということで、今回補正をさせていただくというものでございます。

私のほうからは以上になります。

議長（小櫃市郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博秩父グリーンセンター所長登壇）

野澤好博秩父グリーンセンター所長 それでは、斎藤議員さんのご質問に私のほうからは2点ほどお答えさせていただきます。

まず、補正予算書の12ページ、4款2項1目の物品売り払い収入について、当初予算に項立てがない理由でございすけれども、この物品売り払い収入、鉄スクラップの売却代についてですけれども、秩父グリーンセンターでは各機器の整備や修理等において部品や機器の交換を行っております。この際に発生した既設の機器や部品のうち有価物として売却可能な鉄、アルミ、銅線等について、グリーンセンターにおいて売却をしているものでございます。当初予算に計上していない理由としては、当該年度の整備等の状況によりまして鉄スクラップが発生しない場合や、スクラップ市況の動向により有価物で売却できない場合があるため、補正予算において対応させていただいているものでございます。

続きまして、補正予算書の12ページ、6款2項1目雑入の関係です。売電収入の増額の理由でございすけれども、グリーンセンター発電設備で発電された電力のうち、所内で使用した電力以外の余剰電力につきましては、今年度指名競争入札により決定をいたしました小売電気事業者である日立造船株式会社へ全量売却しております。売却した電力は、ごみの成分比率、これをバイオマ

ス比率と呼びますけれども、このバイオマス比率のバイオマス発電分とバイオマス以外の非バイオマス発電分に分かれておりまして、このうちバイオマス発電分は再生可能エネルギー固定価格買い取り制度による固定価格買い取り単価で売却されております。今年度の4月から11月の売電実績におきまして、このバイオマス比率が約8%増加したことによりまして、売却金額が昨年同月比で約20%増加しております。また、バイオマス以外の発電分につきましては、日立造船株式会社との需給契約に基づく契約単価で売却しておりまして、この契約による売電単価において、昨年度と比較すると1キロワットアワー当たり約4円増加したことによりまして、実績において売却金額が約48%増加しております。この2点が売電収入が増加した要因となります。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、今齋藤議員さんからご質問いただきましたうちの補正予算書の13ページ、有価物売却代について内容のご説明をいたします。

増額対象となりますのは、有価物として扱われます金属類、現在8項目になりますが、こちらの売却代でございます。平成27年、28年にかけて世界的に金属スクラップ市場の急落がございました。平成29年度もこの急落が継続されるだろうという見込みから予算を計上させていただいたのですが、平成29年度に入りまして、主な原因国であります中国国内で平常化が図られました。これによりまして、日本国内でも金属スクラップの需要がふえまして、平常化されました。それによりまして、金属類の売り払いの金額が予算を上回ったということでございます。それによりまして増額の補正をいたしました。

内容といたしますと8項目ございまして、項目を述べさせていただきますと、まずスチール缶、アルミ缶、シュレッダー鉄、ギロチン鉄、ステンレス等の非鉄金属、それからアルミガラ、銅線類、それから平成29年度途中では自転車、これが売り払い可能ということで、こちら増額の対象としております。

それから、売り払い価格の単価の増加率でございますが、一番小さいものでアルミガラが15%増し、一番大きいものでシュレッダー鉄の750%増しとなっております。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 業務課長。

（森下今朝八郎事務局次長兼業務課長登壇）

森下今朝八郎事務局次長兼業務課長 斎場費の補正のご質問にお答えいたします。

第1回の斎場費の補正は、去年の11月議会で行いました2,365万5,000円の減額でございます。主たるものが人事異動に伴う人件費の補正でございます。今議会提案してあります第2回の補正でございますが、473万6,000円の減額補正でございます。主たるものが需用費の光熱水費、燃料費の減

額でございます。これが最初に当初予算を見積もるときに、新しい斎場であるために実績値を全然持っておらなかったものですから、メーカーの数値とか近隣の同じような建物を参考にさせていただきました。それで、今回大体確定いたしましたので、補正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議事日程の順序の変更の決定

議長（小櫃市郎議員） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、議案第7号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、議案第7号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算を先に審議することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 議案第7号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第7号 平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の3枚目、附1ページの平成30年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算額一覧表にあるとおり、平成30年度予算は総額を32億6,634万2,000円、前年度予算額に対して1億6,846万2,000円の減額、率にして4.90%の減としたところでございます。

減額の大きな要因といたしましては、高機能消防指令センター総合整備事業の完了によるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の10の負担金額の合計で25億3,796万6,000円で、前年度と比較して7,882万3,000円の減額、率にして3.01%の減となるところでございます。歳入全体に占める割合は77.70%になります。ご案内のようにこの市町負担金は組合規約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。負担金明細書は、42ページに記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,641万3,000円で、これは火葬場、霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億3,808万6,000円で、主なものは処理施設持ち込み手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

次の第3款の国庫支出金は1,408万8,000円で、災害対応特殊救急自動車整備に係る緊急消防援助隊設備費補助金でございます。

次に、第5款の繰越金は1億円でございます。これは平成29年度予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただくものでございます。

第6款第2項雑入でございます。1億1,122万6,000円でございます。秩父環境衛生センターの有価物売却代を4,200万6,000円、秩父クリーンセンターの売電収入を6,539万5,000円計上いたしました。本組合の自主財源は、火葬場、霊柩車の使用料、廃棄物処理手数料、それと有価物売却代と売電収入が主なものになりますので、使用料及び手数料の社会情勢の変化等に応じた適正な料金体制の見直しを行うとともに、引き続き有価物の売却、売電による収入を貴重な財源として歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、第7款組合債は2億3,640万円で、これは災害対応特殊はしご付消防自動車及び災害対応

特殊救急自動車整備によるものでございます。

16、17ページをお開きください。歳出に移らせていただきます。まず、第1款の議会費は287万8,000円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億1,557万5,000円となり、前年度と比較して911万2,000円の増額となります。職員11人分の人件費や各システムの維持管理に係る費用などでございますが、職員人件費の増額部分に加えて、ネットワークセキュリティー強化やシステムの入替えに伴う保守費用等の増加が増額の原因となっております。

18、19ページをお開きください。第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,258万4,000円でございます。これは介護認定審査会委員の報酬や職員人件費、認定審査会システムに係る電算機の借り上げ、ネットワーク通信代が主なものでございます。

20、21ページをお開きください。第2目自立支援審査会費は1,079万7,000円でございます。これは自立支援審査会委員報酬や職員人件費が主なものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,857万6,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルム読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しているものでございます。

次に、第2目循環器検診費は697万3,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,553万円でございます。これは休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医、小児初期救急運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する委託料の2,049万円と、二次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受け入れ体制を整備するため、病院群輪番制度へ参加する3病院への補助金3,504万円となっております。

次に、第4目斎場費は8,022万8,000円で、前年度予算額に対して3,568万8,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、配置職員に伴う人件費の減額、電気料金の減額に伴う光熱水費の減額、工事請負費等の減額でございます。

24、25ページをお開きください。次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は5,842万9,000円でございます。主な経費は、有料指定ごみ袋の製作購入経費や同ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億4,040万円でございます。職員人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料などでございます。

27ページ、委託料の最下段にごみ処理施設精密機能検査業務委託料273万3,000円がございます。この検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境整備課長通知により、3年に1

回以上行うこととされているものでございます。

第3目環境衛生センター費は1億5,803万5,000円でございます。同じく職員人件費、施設の維持管理に係る薬品等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などがございます。秩父環境衛生センターは、埼玉県知事から最終処分場の許可を得て一般廃棄物の埋め立て処分を行っておりますが、その許可期限が平成31年度末となっております。既に1度許可期間の更新延長をしておりますが、埋め立て容量にまだ余裕がありますので、引き続き埋め立て処分が行えるよう再度更新延長をしたいと考えております。

28、29ページをお開きください。第13節委託料に、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,488万8,000円がございます。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。

また、許可期間の更新延長を申請するに当たり、一般廃棄物最終処分場測量業務委託料230万円を計上させていただきました。平成30年度、31年度で許可更新に向けた施設の整備も進めてまいりたいと考えております。

第4目廃棄物収集費は1億8,792万円でございます。これは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。

次に、第5款の消防費は16億7,325万円で、前年度比1億6,562万4,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、先ほど申し上げました高機能消防指令センター総合整備事業の完了によるものでございます。平成30年度の再任用職員5人を含む消防職員数174人に係る職員人件費が12億6,345万9,000円で、常備消防費の75.5%となり、消防力の基本は人員であることから、このような大きなウエートを占めているところでございます。

32、33ページをお開きください。平成30年度に災害対応特殊はしご付消防自動車の整備を主要事業として行うこととしてございますが、この事業に係る予算を第18節備品購入費に2億4,000万円計上させていただきました。現在のはしご車は、昭和63年12月に整備したもので、既に30年目を迎え、はしごの耐久年数から今後メーカーでは保証ができなくなるとのことでございます。更新整備をいたしたいものでございます。

また、予算書のはしご付消防自動車の下に災害対応特殊救急自動車1,900万円、高度救命処置用資機材1,000万円がございますが、これは北分署の高規格救急車を更新整備するもので、今年度整備し、南分署に配備した災害対応特殊消防ポンプ自動車と同じく緊急消防援助隊の登録をし、全国的な大規模災害や特殊な災害が発生したときに、地域を越えた救急活動にも当たることといたします。

34、35ページをお開きください。第6款公債費、第1目元金は2億5,737万6,000円で、前年度比2,295万5,000円の増額となっております。

第2目利子は1,752万7,000円で、前年度比151万1,000円の減額となっております。これは火葬場建設事業債、ごみ処理施設整備事業債、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債などの元金、利子の償還費でございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000円を計上させていただきます。

次に、第8款の予備費3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきます。

36ページ以降が給与費明細書などがございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番です。何点か伺いをいたします。

まず、概括的な質問です。3つ伺います。ページが附2、3ページです。節別分析表ですけれども、その構成割合について精査をすると、対前年予算比で5%以上の増減を示す節が2つあります。ふえているのは備品購入費の7.26%、減っているのは工事請負費で12.66%です。これは、昨年の13.28%に続く2年連続の大幅減少となっております。原因はわからないではないのですけれども、このことについての要因を簡単に説明いただきたいと思います。

2つ目、4ページ、5ページの歳入ですけれども、昨年も質問をいたしました県支出金及び繰入金款が款ごと消えている問題を昨年も指摘をしましたところ、財務会計システムからの打ち出しでこうなった、システム運用会社にも確認をして、修正の必要があれば対応したいという答弁でした。この結果について改めて伺いたいと思います。ことしもこれ款ごと、そっくり消えています。

3つ目、10ページ、11ページ、歳入では、7款組合債と表記をされ、それから歳出では財源内訳で、これも昨年伺いました。地方債と表記をされています。整合性を持たせない理由、規模について、これも昨年伺ったところ、今後わかりやすい表現となるよう検討するということでしたが、ことしも相変わらずそのままになっています。この経緯について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、次に個別質問でありますけれども、何点か伺いますが、その前に個別質問の書き出しであるうちの3つ目、これは申しわけありません。余分なことですけれども、できるだけ時間の関係もありますので、スムーズに進めたいという願いもあって、私は毎回質問は事前に通告をしております。したがって、こういうことが出てくるのですが、3番目は消していただいて結構ですけれども、よろしくお願いいたします。

1番目、12ページ、13ページ、3款1項1目1節消費費国庫補助金、緊急消防援助隊設備費補助金、この緊急消防援助隊設備費補助金、この内容と増額理由を説明してください。

14ページ、15ページ、6款1項1目1節預金利子は、対前年比33.3%、大幅減額となっています。これは、さっきの補正では66.6%減額されて、さらに33.3%という、もともとから比べるともうゼロになってしまうというふうな減額になっているわけでありまして、これについて伺いたいと思います。

3つ目は消します。4つ目、これ3つ目になりますが、14ページ、15ページ、7款1項1目1節消防車整備事業者2億2,380万円の内容について説明してください。同様に、救急車整備事業債についても簡単に説明をしてください。

それから、4番目、16ページ、17ページ、2款1項1目4節共済費、市町村職員組合負担金は対前年比114%の増額、一方総合事務組合負担金は49.1%の減額となっています。ともにその理由について説明をしていただきたい。

それから、5番目、18ページ、19ページ、2款1項1目13節委託料、情報セキュリティ強化対策事業業務委託料、対前年比207.8%の大幅増額です。この理由、それから財務会計、人事給与システム保守業務、人事給与システムデータ抽出業務、それから職員採用業務、ファイリングシステム維持管理業務委託料は新規採用と思われます。前年計上がありません。内容の説明をいただきたいと思います。

同じページ、14節の使用料、財務会計、人事給与システム使用料は138.2%の増額、またノートパソコンリース料は新設をされています。それぞれに説明をいただければと思います。

それから、20ページ、21ページ、4款1項4節は大幅減額です。主因は給料で、人員減が主因と思われます。背景について説明をいただきたいと思います。

24ページ、25ページ、4款2項2目4節共済費、市町村総合事務組合負担金、これ先ほど伺った2款1項1目4節の質問と反対に、これは329.4%の大幅増額になっています。これが場所場所によってその市町村総合事務組合負担金が大幅にふえたり減ったりするというのはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しむのでお伺いをいたします。

それから、32ページ、33ページ、5款1項1目18節備品購入費は、対前年比599.8%の大幅増額になっています。これは特殊はしご付消防自動車購入が主因であると思われますが……これ先ほど説明ありましたので、結構です。10番目も消してください。

それから、最後になりますけれども、30ページ、31ページ、消防長交際費についてです。これ決算審査のときに伺いました。さまざまな会費や何かもここから支出し、足りなくなってしまうと。気の毒だというふうな発言もあつたりしたのですが、ことしも同額の予算が計上されています。そしてまた終わりのほうの負担金や何かのところを見ますと、消防長会の会費とかなんとかというのはまた別に計上されているようでありまして、その辺のところは前回の決算審査の経過を経て改善をされたものなのか、それとも前年と同様の状況で、今回も決算としては消防長が自費で歳出をしなければならぬというような状況が見込まれるのかどうなのか、この辺についてお伺いをしてお

きたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長兼会計課長 それでは、斎藤議員さん、先ほどと同じようにちょっと飛ばして答弁させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

まず初めに、附2、3ページの節別分析表の中の備品購入費の増、それから工事請負費の減というところがございますが、まず備品購入費が増加した要因でございますが、これは議案の説明の中でもお話をさせていただきましたが、災害対応特殊はしご付消防自動車の整備によるものでございます。

また、工事請負費が減少した要因といたしましては、高機能消防指令センター総合整備事業が今年度で完了することによるものということでございます。これは消防費の減額にもつながっております。

それから2つ目、県支出金及び繰入金款が消えている問題というところがございます。これは、昨年2月定例会の終了後に、ご指摘のありました第1表、歳入歳出予算の記載の方法を改めて確認をさせていただきました。斎藤議員もご案内のとおり、予算の議決対象は款項のみであるというところから、この予算書の4、5ページにある第1表、歳入歳出予算ということになってまいります。この歳入歳出予算におきましては、当該年度の予算のみを計上するものとなっております、秩父市を初め、他の自治体も同様な記載方法となっているというような状況でございました。

なお、目、節につきましては、予算の説明書として歳入歳出予算事項別明細書によるものとされておりまして、こちらは当該当初予算に、当該年度にはなくなったものの前年度にあった科目、これは排除項目として記載すべきものということとなっているところでございます。このようなことから、システム上修正する必要のないものと判断させていただきまして平成30年度の予算を調製させていただきました。

次に、組合債と表記されているというところの問題でございますけれども、この表記の方法につきましても同様に確認をさせていただきましたところ、ご指摘の歳入歳出事項別明細書につきまして、これは地方自治法施行規則第15条により様式が定められているものでございました。そのため法令の規定にのっとり予算書のほうは調製させていただきました。ご理解をお願いしたいと思います。

それから、個別の質問に入らせていただきますけれども、2つ目、14ページ、15ページの預金利子、対前年度比で大幅に減額ということでございますが、これは先ほどの補正のところでも説明をさせていただきましたが、補正で提案させていただきました予算額と同額の計上、10万円ということで今回計上させていただきました。先ほどと説明が同じですけれども、低利での運用ということになってございます。

それから、5番目になります。16、17ページの共済組合負担金の比率の増加、それから総合事務組合負担金の減というところでございます。ここのところの、まず初めに市町村職員共済組合の負担金の増額でございますけれども、一般管理費の予算計上人員が平成30年度で1人ふえているということが1つ、また総合事務組合負担金の減額につきましては、平成29年度は平成28年度末で定年退職した職員の退職手当に係る特別負担金がこの中に含まれておりました。平成30年度にはその特別負担金が一般管理費の中にはございませので、その分が減額ということで要因となっております。

それから、18、19ページの委託料、情報セキュリティ強化対策事業業務を初めとしますそれらの要因ということでございますが、まず情報セキュリティ強化対策事業でございますが、これは前にもお話をさせてもらったかもしれませんが、総務省が平成27年度から市町村を対象に進めてきた自治体情報セキュリティ対策のうち情報系、いわゆるインターネットですね、それとL G W A N系が混在するネットワークをそれぞれ独立したネットワークに分類する対策の実施が、平成29年6月に組合にも調査がございまして、その調査を踏まえまして、分離することを要請されたというような経緯がございます。

強靱化対策の実施については、地方公共団体情報システム機構L G W A N全国センターと協議をさせていただきまして、その結果平成30年度末までにネットワークの分離を進めることとなっております。ネットワーク分離が完了するまでの間、平成29年度は暫定的な対策としてネットワーク機器の設定変更を、平成30年度ではサーバー群、それらの二重化を進めるための機器の設置を行うため、今回大幅な増額という形になってございます。

次に、財務会計、人事給与システム保守業務、人事給与システムデータ抽出業務、これは関連がありますので、あわせてお話をさせていただきます。財務会計システム、人事給与システムは、現在のシステムですけれども、リース期間を1年間延長して使っているところでございます。平成30年度でそのためリプレイスを行います。リプレイスに当たっては、両システムの統合を予定しているため、この業務がその保守、またシステム変更に伴うデータの抽出ということになります。

次に、職員採用業務ですけれども、これは平成29年度まで消防費に計上しておりました。事務職員の採用がなかった期間が長くございましたので、消防費に予算計上して職員の採用試験等を行ってまいりましたけれども、ここ数年事務職員の採用もあることから、組合職員を採用しているというような意味もありますので、新年度から一般管理費のほうに振りかえて計上させていただいているということでございます。

それからファイリングシステムの維持管理業務、これは平成25年度までは毎年実施をしてきたものでございます。その後毎年でなくて、期間をあけて行うこととさせていただきました。これは、委託業者による巡回指導が毎年行っていると、どうしてもそれになれてしまうというのですか、逆に1年とか数年あけることで、職員がどの程度それが維持できるかということで、隔年もしくは2

年置きとか、そういった形で見直しをして実施するというので、前回は平成27年度でしたので、30年度に今回実施させていただきたいということで予算計上をさせていただきました。

それから、同ページの使用料の部分でございます。その中で、まず初めに財務会計、人事給与システム、これにつきましてはただいま申し上げましたように平成30年度に統合して、クラウドサービスにより運用、こちらに切り替えるなど、サーバー等の機器のオンプレミスによる将来見込まれる経費の軽減を図りたいというふうに考えてございます。

平成29年度、先ほど再リースというお話をさせていただきました。それで、使用料が減っておりますので、増額の比率が大きくなっているということが言えるかと思えます。

また、ノートパソコンのリース料でございますけれども、事務局及び消防本部、署で職員が使用しているパソコンをリースに切り替えるというものでございます。水道局では事業開始当初からリースでパソコンは導入して事務をとっているところなわけですけれども、事務局及び消防本部、署では、備品として買い上げたものを職員のほうで使ってきたということです。そのため、更新時期がまちまちであったりですとか、グループウェアの設定等に個別に対応する必要が出てきております。リースに切り替えることで機器の故障やトラブル、それからリース期間満了時の廃棄等も含めた運用ができるものというふうに考えてございます。なお、計画では平成30年度、31年度で52台ずつリースに切り替えていきたいというふうに考えてございます。

それから、20ページ、21ページの、これも大幅な減額の理由ということですが、斎場費の給料、職員手当等共済費、これを合わせて前年度比で3,004万2,000円の減額ということになってございます。斎藤議員ご指摘のとおり、減額の大きな要因となっております。新火葬場の完成に伴いまして、事業に携わっていた職員、これは配置転換や他の費目で支出するようにいたしました。平成30年度当初予算では、現状の施設の維持管理に係る職員人件費として計上したということでございます。

それから、24ページ、25ページの共済費、総合事務組合負担金の話になりますが、クリーンセンター費の市町村総合事務組合負担金、これがふえた理由ですが、現在秩父クリーンセンターに配属されている職員に平成29年度末で勧奨退職をする職員が1人おります。この者の退職手当に係る市町村総合事務組合特別負担金、これが必要となってまいりますので、これを平成30年度で予算計上させていただいたものでございます。

ちなみに、平成29年度末に退職する職員がほかに消防に4人ございます。クリーンセンター費の特別負担金が767万8,000円、消防費の特別負担金が1,960万2,000円というようなところでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 総務課長。

（小林幸一専門員兼総務課長登壇）

小林幸一専門員兼総務課長 私からは個別質問の1番目、12ページ、歳入にございます3款1項1目の消防費国庫補助金、緊急消防援助隊設備費補助金の内容と増減の理由につきまして説明をさせていただきます。

消防費国庫補助金の中で、消防車両の補助金は緊急消防援助隊に登録する車両のみに対して補助金が認められております。前年比で増額となった理由といたしましては、前年の消防ポンプ自動車と平成23年度に予定している消防車の補助金の対象となる基準額を比較いたしますと、救急車のほうが681万3,000円高額となります。2分の1の補助率となりますので、340万6,000円が増額ということになります。

次に、3番目の質問ですが、14ページの7款組合債にございます消防車整備事業債と救急車整備事業債について説明をさせていただきます。初めに、消防車整備事業債ですが、災害対応特殊はしご付消防自動車の整備に係る事業債となります。事業費2億4,000万円を予定し、このうち約3分の1に対しまして70%の交付税措置がとられているものです。2億2,380万円の借入を予定させていただきますと思います。

次に、救急自動車整備事業債ですが、緊急消防援助隊の登録車両の整備として事業費2,900万円を予定し、国庫補助金に当たります1,408万8,000円を差し引きました額の90%といたしまして、1,260万円の借入を予定するものでございます。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 斎藤議員さんの消防長交際費の件についてですけれども、平成28年度は交際費の全額を支出させていただきましたが、28年度においては消防団の埼玉県消防操法大会や全国消防操法大会が開催されたことや、全国消防長会関東支部総会が県内で開催されるなど例年になく行事が重なり、交際費支出の場がふえたためであります。

平成30年度における消防関係団体の行事等を見ますと、前年度と同額の交際費と負担金で対応できるとおられますので、同額の交際費にて予算計上をさせていただきました。交際費等いろいろ心配していただきまして、大変ありがとうございます。

議長（小櫃市郎議員） 他にございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 議案審議を続行いたします。

議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 議案第6号 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページをごらんください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案し、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。第1条は省略いたしまして、第2条は収益的収入及び支出についての補正でございます。

第1款水道事業収益でございますが、1,624万7,000円を減額するものでございます。初めに、第1項営業収益でございますが、給水収益につきましては、使用水量の減少による2,839万3,000円の減額と消火栓維持管理費負担金100万円を減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外収益の1,314万6,000円の増額でございますが、主なものとしては、児童手当補助金及び秩父市分の法定福利費助成金の増額、決算確定に伴う長期前受金戻入の再計算による増額、今回の補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金の増額補正でございます。

続いて、支出でございます。第1款水道事業費用につきまして9,233万1,000円を減額するものでございます。初めに、第1項営業費用でございますが、8,333万9,000円減額補正するものでございます。主なものといたしましては、各費目ともに委託料及び修繕費、動力費等の経常経費について今後の必要額等を算出し、不用額の減額を行ったものでございます。また、減価償却費につきましては、決算確定に伴う再計算により1,506万2,000円を増額し、資産減耗費につきましては、固定資産除却費として1,300万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用899万2,000円の減額補正につきましては、企業債償還利息について、当初見込んでいた貸付利率以下で借り入れることができましたので、その差額分を減額するものでございます。

続きまして、第3条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段でございます資本的収入につきましては、第1款資本的収入4億2,183万9,000円を減額するものでございます。

初めに、第1項企業債、1億5,000万円の減額でございますが、継続費である橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事につきまして、当初年度内に一部精算し、部分払いをする予定でございましたが、請負業者との協議により、今年度は部分払いが発生しないこととなったため、財源である企業債の借入額を減額するものでございます。

次に、第2項出資金、1億1,550万円の減額でございますが、生活基盤施設耐震化等補助金の交付決定額に基づき、各構成団体の出資額について減額補正するものでございます。

次に、第3項他会計負担金、146万7,000円の増額でございますが、これは工事箇所を増減による新設消火栓工事負担金の増額でございます。

次に、第4項国庫補助金、6億694万2,000円の減額でございますが、従前より国庫補助金としてご説明していた生活基盤施設耐震化等補助金につきまして、県内の市町村において受け入れ費目名称がまちまちであったことから、県市町村課より受け入れ費目名称について県費補助金に統一するよう依頼があったため、県費補助金に費目のつけかえを行うものでございます。

次に、第5項県費補助金、4億4,913万6,000円の増額につきましては、生活基盤施設耐震化等補助金について国庫補助金で計上していた金額をつけかえるとともに、埼玉県からの交付決定額に合わせ、1億5,780万6,000円を減額し計上するものでございます。

続いて、第1款資本的支出につきましては4億8,668万9,000円を減額するものでございます。初めに、第1項建設改良費、4億9,258万円の減額でございますが、主な内容といたしましては、工

事内容の変更及び工事請負費等の請負差金並びに工事や委託事業の延期等による減額でございます。

次に、第2項企業債償還金、217万7,000円の減額でございますが、平成28年度借り入れ分につきまして、償還表に基づき、補正するものでございます。

次に、第3項割賦購入償還金、806万8,000円の増額につきましては、平成29年度償還額に合わせ、不足分を補正するものでございます。

最後に、第4条継続費の変更でございます。次の26、27ページの第1表、継続費補正をごらんください。橋立浄水場仮設受電設備設置工事の年割額の変更でございます。平成29年度、平成30年度の年割額を変更しております。

次に、橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事につきましても年割額の変更でございますが、今年度予定していた部分払いが発生しないため、平成29年度及び平成30年度の年割額を変更しております。

また、別冊、補正予算に関する説明書にそれぞれ詳細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、齋藤捷栄議員。

5番（齋藤捷栄議員） 5番です。質問をいたします。

その前に、質問項目の1番、2番は消してください。結構です。それから、3番目の質問になっていますけれども、国庫補助金と県費補助金の関係です。県の指導によるつけかえだという説明がありました。ただ、実質的にここは1億5,780万6,000円歳入減となっているわけでありまして、これについては先ほどの説明でいわゆる耐震化等の補助金が確定したと。これが減額確定したというものであると。つまり1億5,780万6,000円申請または予定していた補助金が減額になったという解釈でいいのかなのか、これだけ確認をしておきたいと思います。

それから、もう一つは5ページの固定資産除却費です。これは第1回目と合わせて、合計では2,437万5,000円の減額、除却費の計上となっています。この内容について説明をしていただきたいと思います。

それから、もう一点、先ほど追加で質問したいということで、26ページ、27ページの継続費補正について通告をしておいたのですが、これも今の説明でわかりましたので、結構です。

それから、最後の質問になりますが、毎回これは聞いていますけれども、今回補正によって年度末予定される過年度損益勘定留保資金額は幾らとなるのか、これだけ示しておいていただきたいと思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 斎藤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、県費補助金の減額の内容でございますが、議員おっしゃるとおりでございます。交付決定額のための減額でございます。

それから、固定資産除却費につきましては、主なものとしたしまして、西岸浄水場構造物撤去工事に伴い、緩速ろ過池や沈澱池など撤去した構築物を除却するほか、配水管布設替えによる除却、車両廃車に伴う除却、工具、器具等の除却、量水器等の除却を予定しております。

続きまして、平成29年度末過年度分損益勘定留保資金についてでございますが、平成29年度当初における過年度分損益勘定留保資金は21億1,635万7,275円であり、今回の補正及び平成28年度繰り越し事業への補填財源として使用する予定額が12億3,582万7,000円でございますので、平成29年度予定残額は8億8,053万275円でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 説明のほうの7ページの収益的収入、支出のほうのところですが、給水収益が2,839万3,000円、これ何で給水収益が減ったのか、それとまた支出のほうですが、浄水場維持管理のための各種委託料2,795万円、委託料が維持のためにこんなに減るのかなという感じがします。ので、伺いたいのですが、今度は資本的収入、支出のほうの下の方ですが、企業債が減って、出資金も減ったと。下の配水施設関連工事委託料、これも3億円ぐらい減って、②のほうも1億7,000万円ぐらい減っていると。請負金額、差金になっていきますけれども、この差金については、予定価格から落札した金額が差ができたのか、それともほかの理由なのかということを知りたいのですが、それと資本的収入、この3、4の国庫補助金と県費補助金のつけかえというのですけれども、なぜこの年度の途中なのか、新しい新年度であれば理解できるのですが、これについて伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 岩田議員ご質問のうち7ページ、収益的収入の給水収益の減でございます。

こちらにつきましては、使用水量の減によるものでございます。

それから、国庫補助金の県費補助金への名称変更でございますが、30年度当初からの変更ということで、よろしく願いいたします。

それから、企業債出資金の減でございますが、これにつきましては……少々お待ちください。ページをもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 今聞いたのは、収益的収入、支出のところの7ページのほう、説明書のほうなのです。説明書のほうです。済みません。

議長（小櫃市郎議員） 説明書の何ページ。

15番（岩田和幸議員） 7ページです。こちらのほうがまとまっていると思って、こっちにしたのです。7ページ、説明書のほうの。

（「議長、休憩を求めます」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

議長（小櫃市郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 大変失礼いたしました。資本的収入及び支出の収入の企業債と出資金でございますが、それぞれ1億5,000万円と1億1,550万円の減ということで、これは借りたお金が減ったということで、こういう金額になったものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 企業債についてはわかるのですが、下の出資金が1億幾らか減ったというのは……ページ数ですか。済みませんでした。22ページの上から6項目め、項の2、出資金のところの右のほうへ行っただころですが、それと去年と今年で初めて広域議員になったのだけれども、これ読み方が非常に古いのだなというふうに思っています。なぜかといったら、こういうのは漢文ではないのだから、レ点方式で読むのはどうなのかなと思って聞いていたのですが、普通だったら款の1とか款の2というのを1款とか2款と言うのだけれども、小鹿野町も前そう言っていたのですが、これではわかりづらくて、項の中の1の企業債、項の2の出資金とかと言わないとわかりづらいはずなのです。これを一言、検討してもらって、後でお願いしたいと思いますが、いずれにしても22ページの……21、22というか、21でいくと、項の2、出資金、22ページの右のところへ行ったら1億1,550万円、なぜこんなに減ったのかなと。例えば小鹿野町の出資金で出なかったのは7,000万円ぐらいだったと思うし、これは別に請求していなかったら予算になかったと思うのです。何でこんなに出資金が減ったのかなという意味なのですが。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 岩田議員の出資金1億1,550万円の減額の理由でございますが、先ほど議案説明の中にも盛り込んでございましたが、生活基盤耐震化等補助金の交付決定がされたということで、各構成団体の出資額について減額をするということでございます。この出資につきましては、もともと生活基盤の補助対象となる事業に基づきまして出資をいただくということで、これによりまして、今回は秩父市が8,820万円、横瀬町が1,060万円、皆野町が1,000万円、長瀬町が670万円それぞれ減額になるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 先ほど岩田議員に答弁申し上げました国庫補助金の県費補助金へのつけかえでございますが、30年度当初からと申し上げましたが、今回の補正からでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（小櫃市郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

15番、岩田和幸議員。

（15番 岩田和幸議員登壇）

15番（岩田和幸議員） 本案に対して反対の討論をさせていただきます。

私は、一般質問でも水道問題についていろいろと質問したり、先日水道局に行ったりして聞いています。斎藤議員が質問した部分についても、なかなか正確に回答が来ない。もう少ししっかりした仕事をしていただかないと、こういう案には賛成できません。

以上で私の反対の討論とさせていただきます。

議長（小櫃市郎議員） 1番、江田治雄議員。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） 1番、江田です。私は、この議案に対して賛成の立場から討論いたします。

この水道事業については、既に28年の4月からスタートした事業であります。それぞれの市町村で説明会をし、議決をしてスタートした事業、このことについておおむね10年計画ということで進んでおりますので、私はこの予算に賛成をし、今後を見守っていきたいと思います。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小櫃市郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 議案第8号 平成30年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せてカラー印刷の円グラフの資料によりご説明申し上げます。

予算書の4ページをごらんください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、1市4町の約4万3,500世帯に対し、(2)、年間約1,515万立方メートルの給水を予定しております。これを1日あたりにいたしますと、(3)の約4万1,500立方メートルでございます。また、(4)では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、円グラフの資料によりご説明申し上げます。グラフをごらんください。まず、グラフの上部にございます数値は水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計とは異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴ですが、これを収入ベースで見た場合は約60億円、支出で見た場合は約74億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんください。グラフは、上段が収入、下段が支出となっております。上段、収益的収入の合計は32億3,435万円でございます。その大勢を占めるものとしましては、給水収益、いわゆる水道料金が23億1,000万円で72%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金

が3億8,000万円で12%、長期前受金が約3億4,000万円で11%と続き、この3つの収入で約95%を占めております。

下段の収益的支出は27億5,881万円でございます。主な費用構成として、減価償却費が約13億5,000万円で、ほぼ半分の49%を占め、浄水場の維持管理費が約6億1,000万円の22%でこれに次ぎ、一般管理費が約3億円で11%、配水管等の維持管理費が約3億円の11%で、これら4つの費用で約93%を占めております。

次に、右側のグラフをごらんください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設・改良のための予算でございます。上段の資本的収入は27億3,423万円でございます。その内訳は、企業債が約5億9,000万円で、収入の22%、出資金が約10億5,000万円で38%、県費補助金が約10億円で37%を占め、この3つで約97%を占めております。今年度は、対象事業の増加により、平成29年度当初予算に比べ約2億9,000万円増加しております。また、出資金につきましては、各市町のご理解をいただき、広域化事業に対する出資金として8億9,990万円を計上させていただいております。

次に、下段の資本的支出は45億9,411万円でございます。その内訳は、配水管の新設・改良費が約21億4,000万円で、支出の47%であり、浄水場の新設・改良費が約17億6,000万円で38%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。なお、平成30年度浦山ダム割賦償還金につきましては、通常の償還に加え、8,800万円を繰上償還させていただくことになりました。

ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対して約18億6,000万円不足しております。この不足額を補填するものとしたしましては、グラフ下の米印にございますように、①、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億839万円、②、過年度分損益勘定留保資金14億3,640万円、③、減債積立金3億1,509万円で補填することといたしております。このグラフの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書の5ページにお戻りいただきたいと存じます。次の第5条から6ページの第11条までは、継続費や企業債、一時借入金などを、公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、7ページ以降は予算説明書等でございます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 15番、岩田和幸です。ページ数は57ページ、一番最後のほうです。57ページの上のほうの工事費という項目、節の10、工事費のところの57ページ、ここに小鹿野町町道197号線外配水管設計業務等更新工事1億7,826万1,000円、これほかというのですが、このほかというのは1カ所ではないということだよね。197号線のほか、あとほかというのはどういうところで、どういう工事をするのか、その内容を細かくお伺いしたいのですが。

議長（小櫃市郎議員） 水道局次長。

（加藤 猛水道局次長兼小鹿野事務所長登壇）

加藤 猛水道局次長兼小鹿野事務所長 岩田議員の質問にお答えいたします。

小鹿野町町道197号線外配水管設計業務等更新工事でございますけれども、これにつきましては5路線を一括して設計から施工監理まで発注する業務でございます。場所につきましては、旧両神村と小鹿野町の一部でございます。これにつきましては、午後斎藤議員からDBの関係のお話ございましたが、それを今回の平成30年度の施工する箇所にて充てるものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 15番、岩田和幸議員。

15番（岩田和幸議員） 内容を聞きたかったのです。5カ所という内容を聞きたかったのです。先ほど申し上げましたように、197号線外ということですが、そのほかの部分をお伺いしたかったのですが、これはなぜ更新するのか。ただ古くなっただけなのかとか、漏水が激しいとか、どういう理由なのかを伺いたかったのですが、それとついでに、時間も押してきたので、あと1つかな。2つばかりかな。今の関連で、55ページのほうは2,000万円、同じ197号線だと思っております。これが工事監理業務となって別なのですけれども、一括というようなDB方式と言ったと思うのですが、なぜこれは分けてあるのか、それともう一つ、55ページ、今のところの下のほうですが、賃借料の真ん中、CAD数量計算システム使用料、これは外注で仕事を出すのなら、必要なのかどうかの感じなのですが、それと1つつけ加えますが、これ全体なのですが、工事をする場合、通行止めで苦情が来たことがあるのです。小鹿野町は橋の件だったのですが、これは関係ないのですけれども、通行どめで遠回りさせられたということなのです。三島の信号で水道の配水管やるのに苦情が私のところに来ました。ほかの人にもちょっと聞いたら、非常に遠回りさせられて困ったということが来ています。これから工事をするのに、その辺については特に注意をしてやっていただきたいと思うのですが、その辺について伺いたいと思います。

議長（小櫃市郎議員） 工務課長。

（大森圭治工務課長登壇）

大森圭治工務課長 岩田議員のCAD数量計算システム使用料についてお答えいたします。

先ほど岩田議員さんのほうからお話がありましたように、設計委託をするのであれば必要ないのでございますけれども、全ての工事を設計委託でやっているわけではございませんので、ほかの細かい工事の設計を直接やったりするのに、図面を引いて数量を計算する、このシステムを使用しているものでございます。したがって、30年度の賃借料として予算を計上させてもらっているものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局次長。

(加藤 猛水道局次長兼小鹿野事務所長登壇)

加藤 猛水道局次長兼小鹿野事務所長 先ほどの具体的な場所ですけれども、町道でいきますと、小鹿野町町道両神14号線、字にしますと柏沢地区、続きまして小鹿野町町道両神3号線、大胡桃です。それから、小鹿野町町道両神1165号線、薬師堂地内、それから小鹿野町町道182号線、中島地内、それから小鹿野町町道197号線、新井地内でございます。この5路線でございます。現在布設されている管でございますけれども、口径が65ミリの規格にない管が布設してありまして、これが頻繁に漏水するというので、規格に合った50ミリの配水管に布設替えをするものでございます。

それから、先ほどの55ページの監理業務でございますけれども、先ほど言った57ページの設計業務等更新工事、これについては設計と工事のほうの予算でございます。55ページにつきましては、これを監理する監理業務を別で発注するという委託でございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 岩田議員のご質問の通行止めに関してでございますが、本来議案とは直接関係ないかと思いますが、この席でご答弁させていただきたいと思っております。

通行止めに関しましては、水道工事が頻繁に行われるということで、さまざま面で苦情をいただくことがございます。本来であれば、道路管理者や地元と十分協議し、また施工も徹底して行っているところですが、場合によってはそういったことが起きてしまうことがあります。これにつきましては、水道局でもなるべくそういうことがないように、できればゼロに近いように調整させていただきたいと思っております。ご存じのように、特に小鹿野地区におきましては漏水事故が多発しております。他の地域に比べて非常に多いということもございますので、議員におかれましても、小鹿野地区でそういったことが起きたとき、住民からお問い合わせがあった場合には優しく対応していただいて、水道局に連絡をするようなことをご報告いただければありがたいと存じます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 幾つか質問をさせていただきます。

概括的な質問から入ります。2つ伺います。3条予算です。収益的収支について伺います。前年度予算を104.1%上回る4億7,554万円の差益を見込む要因について。もう一つは4条予算です。資本的収支については、対前年比138.5%上回る18億5,987万9,000円となっています。この要因について、これも簡単に説明してください。

それから、個別質問に入りますけれども、8ページ、9ページ、1款2項5目収益的収入の消費税還付金、これが対前年度比181.1%と突出して増加をしています。その要因を説明していただきたい。

それから、10ページ、11ページの1款2項1目収益的支出です。資産減耗費になりますけれども、これ対前年比246.8%増額計上です。内容について説明をしていただきたい。これ補正でも増額しているのです。かなりの増額をしております。いわゆる更新計画や何かと関連して、継続的にこういう傾向が出ていくのかどうなのかということがちょっと気になります。資産減耗費について、その辺のところを含めて伺いたい。

それから、12ページ、13ページですけれども、企業債は71.0%と減額、出資金は161.5%、他会計負担金は371.9%、県費補助金は147.6%、いずれも増額となっています。これが増額の理由、それから減額の理由、これについて伺います。

それから、1款1項1目、131.7%の増額です。逆に1款1項2目は91.1%と減額になっています。1款2項1目は107.9%、1款3項1目は142.1%、それぞれ増額計上です。そういうふうになっている内容について説明してください。

それから、1款2項1目出資金については10億4,759万1,000円の計上ですが、事前に配付された資料によれば、各市町からの出資金は合計で先ほどの説明もありました8億9,990万円となっています。その差1億4,769万1,000円については、どういうふうに考えたらいいか伺います。

それから、支出の1款1目建設改良費については39億941万7,000円の計上ですが、これも事前資料によれば、総予定工事費は34億7,378万1,000円で、4億2,888万1,000円の差があります。これについても、いずれもこの差はどういうことなのかということで、端的に説明をいただきたいと思えます。

それから、最後ですけれども、建設改良総事業費です。今お話ししたように総予定事業費は34億7,378万1,000円になっていますけれども、このうち補助対象事業とその他の事業は、建設改良費、それから広域化対象事業、それぞれについて補助対象事業とその他の事業がどういう区分けになっているのか、これを示していただきたいと思うのですが、これについては、事前にお話をしておけばよかったのですけれども、なかなか細かい数字になってくると思いますので、後ほどで結構ですので、ぜひ資料請求をしたいと思えます。資料ができた段階で全議員に配付をしていただくように、きょうは総括的な数字のみお示しただければ、それで結構だと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 斎藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、概括的質問でございます。収益的収入につきましては、前年比1,676万1,000円の減であり、収益的支出につきましても前年比3,534万7,000円の減額となっております。予算ベース上、収支差がふえている要因といたしましては、収入としては、現金の裏づけのない収入である長期前受金戻

入の増加及び消費税及び地方消費税還付金の増加によるものでございます。また、支出につきましては、償還利息の減や人件費の減、そして28年度決算値を参考に予算査定を行いまして、できる限り費用の削減に努めた結果、収支差が大きくなった要因でございます。なお、予算上の収支差は4億7,554万円で、昨年と比較し増加しておりますが、損益ベースで申し上げますと、平成29年度当初では2億8,764万9,000円であるのに対し、平成30年度純利益は2億6,022万7,000円でございますので、昨年比約2,742万円の減額となっております。

続きまして、資本的収入が前年に比較し5億4,616万2,000円の増加であるのに対し、資本的支出は前年に比較し10億6,274万8,000円の増額となっております。資本的収入では、29年度に比較して企業債借入額が2億4,270万円の減額となっておりますが、その他の収入は、事業費の増加に伴い、7億8,886万2,000円増加しております。資本的支出につきましては、橋立浄水場機械・電気計装設備等更新工事10億2,044万円を初めとし、橋立浄水場導水管等更新工事や橋立浄水場着水井更新工事等、広域化事業のかなめの一つでもある大型事業を予定しておりますことから、事業費が昨年に比べ大きく増額となっており、収支差も大きくなっております。

続きまして、個別質問でございます。消費税の還付金の増額につきましては、主な要因といたしましては、水道料金収入の減額に伴う仮受け消費税の減額及び建設改良費の増額に伴う仮払い消費税の増額が還付金の増額要因となっております。

続きまして、資産減耗費の増加についてでございますが、固定資産除却費の増額分でございます。平成29年度と平成30年度の工事請負費を比較し、更新工事費が増加しておりますが、既存の水道施設の更新により、除却すべき構築物や電気設備などの資産も増加しているため、固定資産除却費の増額分を見込んだものでございます。これにつきましては、年度によって増減がございます。

続きまして、資本的収入の増加及び減額理由でございますが、まず資本的収入の第1項企業債の減額でございますが、資金調達に当たりましては、内部留保資金の残高等を見込んだ上で経営戦略において計画的な借入額を算定しております。平成30年度につきましては、この経営戦略をもとに企業債借入額を計上しております。

次に、第2項出資金の増額につきましては、生活基盤施設耐震化事業の増加に伴う出資額の増及び浦山ダム割賦償還金の増に伴う秩父市からの出資額の増でございます。

次に、第3項他会計負担金につきましては、平成30年度に秩父市で予定されている市道中央632号線配水管布設工事に対する一般会計からの工事負担金5,000万円の増及び各市町における消火栓新設負担金の増でございます。

次に、第4項県費補助金の増額につきましては、生活基盤施設耐震化事業の増及び浦山ダム割賦償還金の増に伴う山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金の増でございます。

続きまして、4点目の4条支出でございますが、原水及び浄水施設費の増額理由でございますが、前年度と比較しますと、委託料において1億609万1,000円の増額、工事請負費において10億4,727万

1,000円増額となっているためでございます。これにつきましては、橋立浄水場に関係いたします更新工事が進んできたことによるものでございまして、平成30年度におきましては特に機械・電気計装設備等更新工事に関係する事業費が多くなっております。

次に、配水及び給水施設の減額理由でございますが、負担金の減額によるものでございます。平成29年度は、耐震基幹管路Aルート布設工事に伴う工事負担金2億3,232万円を初めとする負担金を3億4,723万6,000円予算計上いたしました。今年度は負担金を見込まないため、前年に比べ減額となっております。

次に、企業債償還金の増額理由でございますが、企業債を借り入れますと、翌年度より償還が始まります。この増額は、平成28年度に広域事業が開始され、借り入れた企業債の償還開始に伴う増額でございます。

次に、割賦購入償還金の増額理由でございますが、平成30年度につきましては、通常の償還に加えまして、繰上償還を予定しております。割賦購入償還金につきましては、今まで繰上償還ができませんでしたが、独立行政法人水資源機構より繰上償還が可能であるとの通知をいただきました。繰上償還をしたほうが財政的に有利であると認められるため、埼玉県及び秩父市と調整を行いまして、平成30年度において繰上償還分の予算を計上させていただきました。

続いて、出資金の内訳と建設改良費の内訳についてでございますが、まず出資金10億4,759万1,000円の内訳でございますが、予算書の49ページ、附記欄に内訳が記載してございます。生活基盤施設耐震化出資金として構成市町からいただく出資金8億9,990万円に加え、簡易水道償還元金として構成市町からの出資金が3,923万7,000円、浦山ダム建設費割賦負担金元金出資金として秩父市からいただく出資金が1億845万4,000円、合計いたしまして10億4,759万1,000円の出資金を見込んでございます。

次に、建設改良費と総予定事業費の差、4億2,888万1,000円の差でございますが、総予定事業費34億7,378万1,000円につきましては、生活基盤施設耐震化補助金に係る工事請負費と委託料の合計額となっております。これに加え、建設改良費につきましては、職員人件費や工事積算システム等の賃借料、生活基盤施設耐震化補助金の対象にならない工事請負費や委託料、営業設備費、有形固定資産購入費等が含まれておりますので、その差額が4億2,888万1,000円となっております。

補助対象事業についてでございますが、総事業費34億7,378万1,000円のうち補助対象事業費は27億63万9,000円でございます。総事業費から補助対象事業費を差し引いた部分が補助対象経費となりますが、消火栓や給水管のつけかえや工事の監理業務委託がこれに該当いたします。

この内訳でございますが、まず運営基盤強化事業といたしまして、総事業費が9億9,803万円でございます。このうち補助対象額が7億8,337万2,000円でございます。出資金の額につきましては2億6,111万4,000円でございます。

続いて、広域化事業でございますが、総事業費24億7,575万1,000円でございます。このうち補

助対象額が19億1,733万3,000円でございます、出資金は6億3,909万9,000円でございます。合計いたしますと9億21万3,000円でございます。この数字から、借入れは10万円単位でございますので、各市町ごとに10万円以下を切り捨てますと、予算編成額といたしまして8億9,990万円となるものでございます。

以上でございます。

議長（小櫃市郎議員） 5番、斎藤捷栄議員。

5番（斎藤捷栄議員） 答弁いただきました。最後の質問に対して、資料請求については議長でお願いをいただきたいというふうに思います。

それから、再質問を1つだけさせてもらいます。消費税還付金、先ほどの答弁、私の聞き違いがなければ、水道料金、その減に伴って仮受け消費税が減じたと。逆に工事費等の関係もあって仮払い消費税がふえたというふうに説明をされたような気がするのですけれども、そういうふうになりますと消費税の還付金というのはふえるのですか。ここのところがちょっとわからないのだけれども。

議長（小櫃市郎議員） 経営企画課長。

（中山 朗経営企画課長登壇）

中山 朗経営企画課長 はい、増加するものでございます。

議長（小櫃市郎議員） お諮りいたします。

ただいまの5番、斎藤捷栄議員に関する資料要求について、当局に資料の提出を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、当局に対し資料の要求をすることに決しました。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

15番、岩田和幸議員。

(15番 岩田和幸議員登壇)

15番(岩田和幸議員) 本案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの29年度の水道の補正予算の討論でも申し上げましたが、水道局の対応が非常に悪い。そのためにこういう予算を出すのがいいかという問題が1つあります。先ほど言いましたが、水道局は受付のところで苦情等をシャットアウトをしているのではないかというふうに私は今感じているのです。今その受付のところが両毛システムズですか。5年間で4億5,700万円だと聞いていますけれども、今質疑でどこにあるのだろうかと思うのですが、なかなかページ数もわからないし、よしたわけですが、いずれにしてもとにかく水道局が信用できないということが1つです。一般会計にあっては、先ほど全てが正しいかどうかは私もわかりませんが、入札とか、そういうのが一番大きな問題だと私は考えています。水道については、いろいろと私としては小鹿野町の住民の意思も非常に尊重しなくてはいけないと思う。そのためにここに来させていただいているというふうに考えています。先ほど江田議員の言っているそのものは確かに私も理解しています。でも、小鹿野町の住民の意識を理解してもらっていないなというふうに思います。

それと、この水道は2年前にこの議場で水道広域化調査特別委員会がありました。これを私も傍聴に来たのですけれども、このとき非常につかりしたのです。本当に議論されていないのです。それと、審議の仕方も非常に疑問です。これがそのときの会議報告なのですけれども、これを借りて見たときに、オブザーバー、議長、小菅高信、副議長、高野宏とあります。皆さんごく普通に思うかもしれないが、議長の権限をよく知らない人がこれを書くのではないかなというふうに思いました。改めて自治法の105条をよく読んで、解説文を読んできましたけれども、議長の立場を勘違いしているのではないかと。委員長もいろんな点でこれを見ましたら勘違いしている。1つは、今私は反対討論させてもらっていますけれども、ここでは反対意見と賛成意見ということになっている。会議規則では意見なんてありませんよね。反対討論のはずなのです。このときの委員会は非常にいいかげんだと思います。今皆さん全員に言っているわけではないです。このときは非常にいいかげんだった。このオブザーバーについては話す時間かかるので、よしますけれども、いずれにしてもこういった経緯で統合して現在あるということを理解してもらいたい。しっかりした過程を踏んで統合したのであれば、先ほど江田議員が言ったように、いいわけです、確かに。でも、小鹿野町の住民はだまされたという意識を持っている人が非常に多いのです。そういう意味で、こういう案に賛成するわけには私としてはいかないのです。ですから、皆さんもよく考えていただきまして、きちんとした納得できる説明なり……しないという管理者の話もあります。書類だけつけておけばいいというのではなくて、一般の人はなかなかそれすら気づかないものなのです。そういうことを考えると、私としてはこの案には賛成できないということでございまして、本案に反対をいたします。

以上で反対の討論をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（小櫃市郎議員） 1 番、江田治雄議員。

（1 番 江田治雄議員登壇）

1 番（江田治雄議員） 私は平成30年度の水道会計予算に賛成の立場から一言申し上げます。

先ほど岩田議員のほうから水道事業のやり方が信用できないという発言がありました。これは問題がある発言だと私は思います。新たに立ち上がった事業の中で、非常に水道局職員は一生懸命になって、何とかまとめようということをやっている姿が私にはよくかいま見ることができます。先ほど申し上げましたように、進んだ事業を小鹿野町の町民が納得していないということで、こういうことについて反対するということが私には理解ができません。よって、この予算案に賛成いたします。皆さん、よろしくお願いします。

議長（小櫃市郎議員） 他に討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小櫃市郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小櫃市郎議員） 次に、議案第9号及び議案第10号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の30ページをお開きください。議案第9号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び議案第10号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合の加入団体である入間東部地区衛生組合を平成30年3月31日付で同組合から脱退させること及び埼玉縣市町村総合事務組合の加入団体である入間東部地区消防組合の入間東部地区事務組合への平成30年4月1日付名称変更に伴い、同規約を変更することについて、それぞれ地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の協議を経て埼玉県知事の認可を受ける必要があるため、本議案を提案するものでございます。

以上で議案第9号、第10号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小櫃市郎議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号及び議案第10号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっておりまして2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小櫃市郎議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小櫃市郎議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（小櫃市郎議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時42分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月16日

議 長 小 櫃 市 郎

署名議員 大 島 瑠 美 子

署名議員 岩 田 和 幸

署名議員 加 藤 喜 一